

議事日程（第四号）

令和七年十二月十二日（金）午前十時開議

- 第一 議第百十九号から議第百五十五号まで及び議第百五十七号
- 第二 請願第三十八号
- 第三 一般質問

本日の会議に付した事件

- 一 日程第一 議第百十九号から議第百五十五号まで及び議第百五十七号
- 一 日程第二 請願第三十八号
- 一 日程第三 一般質問







職務のため出席した事務局職員の職氏名



同	同	同	同	議事調査課管理調整監	議事調査課長	総務課長	事務局局長
主	主	主	課長補佐	大	三	桂	籠
横	古	脇	佐	平	宅	川	橋
田	田	若	藤	洋	誠	義	智
直	健	知	由	右	樹	彦	基
道	児	香	子				

三十四番 小原 尚君

説明のため出席した者の職氏名

知事	会 計 管 理 者	秘 書 広 報 統 括 監	総 務 部 長	総 合 企 画 部 長	総 合 企 画 部 未 来 創 成 局 長	危 機 管 理 部 長	環 境 エ ネ ル ギ ー 生 活 部 長	健 康 福 祉 部 長	子 ど も ・ 女 性 部 長	商 工 労 働 部 長	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	農 政 部 長	林 政 部 長	県 土 整 備 部 長	理 事 ( ま ち づ くり 担 当 ) 兼 都 市 建 築 部 長
江 崎 禎 英	丸 山 淳	崎 浦 理 加	平 野 孝 之	市 橋 貴 仁	兼 松 伸 和	海 蔵 敏 晃	平 野 昌 彦	中 西 浩 之	片 桐 伸 一	小 島 光 則	渡 辺 幸 司	堀 智 考	久 松 一 男	藤 井 直 君	野 崎 眞 司 君

選挙管理委員会委員長	竹内	治彦	君
労働委員会事務局長	廣瀬	史君	君
人事委員会事務局長	大野	陽一	君
代表監査委員	鈴木	祥一	君
警察本部長	三田	豪士	君
教 育 長	堀 田	貴 雄	君
都市建築部都市公園・交通局長	戸 田	克 稔	君

+++++

十二月十二日午前十時開議

○副議長（高殿 尚君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 日程第一及び日程第二を一括して議題といたします。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 日程第三 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。三十五番 水野正敏君。

〔三十五番 水野正敏君登壇〕（拍手）

○三十五番（水野正敏君） おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大きく二項目について質問させていただきます。まず最初に、消費者ニーズに応じた農業振興「地消地産」の今後の取組についてお伺いをいたします。

十月二十五日に開催された岐阜県農業フェスティバルの開会式で、江崎知事は、これからの岐阜県農業は地消地産の考え方で進めなければならない、こう力強く語られました。我が意を得たりとばかりに、私は思わず拍手する手に力が入りました。

今議会、多くの方が様々な視点に立って農政に触れられております。回答も突き詰めていけば同じところへたどり着くんだと思いますけれども、今回、私はあえて地消地産、これにこだわって質問をさせていただきます。

私たちの暮らしに欠かせない食。その食を支える地域農業は、今、大きな転換点にあります。地域で育てた米や野菜、果物が安心して手に入る未来を守るため、岐阜の農業は極めて重要な時期を迎えております。家族の食卓を支え、地域の文化を育む大切な存在ですが、今、その農業をどう守っていくかが問われております。農業従事者の減少、輸入依存のリスク、気候変動による不安定な生産環境。こうした課題が積み重なる中で、地域で食を支える農業をどう築いていくのかしっかりと考えていく必要があります。

従来から地産地消という言葉は広く知られています。地域で作ったものを地域で食べる。この考え方は、農業を守り、環境にも優しい重要な取組です。しかし、現実を見てみると、消費者が求める全ての品目を地元で十分に供給できているわけではありません。ニーズがあるのに地域で生産されていない品目が多く存在します。このニーズと供給の差をどう埋めていくかが今後の農業振興においては重要になると考えています。

その答えの一つが地産地産の視点です。従来の地産地消は、生産を起点に地域で消費するという考え方でしたが、地産地産は、消費を起点に地域で生産するという発想です。つまり、消費者が何を求めているのかしっかりと把握し、それを生産に反映させる仕組みづくりが必要です。この考え方は、知事が描くアグリパーク構想とも深くつながっており、今後の農業政策において重要な役割を果たすものと考えています。

岐阜県には、トマト、ホウレンソウ、柿など一大産地があります。県として各品目の産地を支援し、生産振興に努めています。また、ぎふ農業・農村基本計画では、安心で身近な「ぎふの食」づくりを掲げ、地域の消費者拡大を図るため、地産地消県民運動を展開しています。こうした取組は評価できますが、もう一步踏み込んで、消費者ニーズをよりの確に捉えた施策の充実が必要ではないかと思っております。

そこで注目するのが、県内各地にある農産物直売所です。直売所は、生産者がじかに出荷し、販売ができる場所で、扱う品目も多彩であります。県内の直売所の数は平成二十一年度を境に減少し、令和六年度では県内百五十七か所となっておりますが、売上げは大規模な直売所店舗を中心に百七十二億円と過去最高を記録しています。この背景には物価高騰の影響もありますが、それ以上に、生産者にファンがついていることや新鮮で旬な農産物をお値打ちに購入できること、そして小規模生産者が地元で取れた様々な品目を出荷し、消費者ニーズに応じた品ぞろえを実現していることが売上向上につながっています。この消費者ニーズを捉えるこ

とこそが、今後の岐阜県農業を元気にするため欠かせない視点となります。

昨年の夏前から始まった令和の米騒動によって直売所から地元産のお米が姿を消しました。七年度産の新米は豊作だと言われても、消費者が求める価格帯のお米は並んでおりません。お米のように輸送や保管にコストがかかるものは、生産者と消費者との距離を近づけてあげれば、お互いにウィン・ウィンの関係が成り立つはず。もう少し消費者からの視点を考えなければいけないというのが米生産者の一人でもある私の考えであります。さらに言えば、安さ、安全・安心、旬の魅力はもちろんのこと、生産者のストーリー性など、複合的な価値をどう提供するかが鍵となります。

現在、令和八年度から始まる新たな農業基本計画の策定を進めておられますが、この計画にはアグリパーク構想が盛り込まれると伺っております。このアグリパーク構想は、農業従事者の減少が見込まれる中、安全・安心な県産農産物を安定的に供給するため、農村地域の非農家の方や都市部の方など多様な方々が気軽に農業を楽しめる場を設け、就農者数の裾野を広げるものと聞いております。

さらに、この体験には、作物を育てる楽しさだけではなく、収穫した農産物を販売する喜びも取り入れることが大切です。自分の手で育てた野菜や果物を誰かの食卓に届ける。その瞬間に感じる誇りやうれしさは農業ならではの魅力です。こうした体験を広げることで、農業の楽しさや価値をもっと多くの人に知ってもらえれば、農業に新しい仲間が増えるはずです。そして、その過程で消費者が何を求めているのかをしっかりと生産に反映する仕組みをつくるのがこれからの農業を元気にするために欠かせません。つまり、農業は、作る楽しさだけでなく、売る楽しさ、稼ぐ力までを一つの流れとして考える必要があります。消費者の声を聞き、県産農産物にどんな魅力が求められているのかを把握し、それを生産につなげるこの地消地産の取組こそが、

岐阜県の農業をもっと強く、そしてもっと身近で誇れるものにしていくのではないかと考えています。

そこで、知事にお尋ねします。地域農業を活性化させるためには、地消地産の考え方を取り入れ、消費者ニーズに応じた農業を展開することが重要と考えますが、県の考えや今後の取組をどのように実施していかれるのかをお伺いいたします。

次に、笠松競馬場外発売所「シアター恵那」の今後についてお伺いをいたします。

シアター恵那は、笠松競馬の競馬振興策の一つとして平成十年四月に開設されました。当時は公営ギャンブルに対する理解も今ほど広がっておらず、県立自然公園内の施設としてふさわしいものか、また青少年への悪影響を懸念する声、さらには沿線の交通渋滞を心配する声など、市民からも厳しい意見が寄せられておりました。一方で、シアター恵那での売上額に応じて交付される交付金を恵那峡の振興策に充てようとする推進派もおられ、まさに市を二分する議論がなされる中で、地域の期待と不安を背負いながら開設の運びとなった施設であります。

開業日翌日の新聞には、シアター恵那が開業、笠松競馬初の場外施設、初日は馬券を求めて千五百人と、こんな見出しの記事で報じられるなど、心配したトラブルもなく順調なスタートを切り、開設当初は多くの競馬ファンでにぎわい、地域に活気をもたらしました。シアター恵那に行けば、笠松競馬場に行かずともモニターでリアルタイムのレース映像やオッズを確認でき、集まった競馬ファンと一緒に結果を予想しながら施設内で馬券を購入できます。臨場感あふれるレースを見て目まぐるしい展開に一喜一憂し、そんな時間を過ごした後は施設内で食事を楽しみ、一日を過ごせるレジャー施設として、かつては多くの人でにぎわい、地域の触れ合いの場としても利用されていきました。

しかし、近年は馬券販売額や入場者の減少傾向が続いており、開設から長年経過していることから施設の老朽化などの課題も抱えており、地元議員として現地の状況はよく存じておりますが、ネットでの販売が主流となる中、かつてのにぎわいを取り戻すことはなかなか難しい状況でございます。こうした現状を踏まえると、地域全体で新たな活力を生み出す視点が求められております。

その一つの大きな契機となるのが、近い将来予定されているリニア中央新幹線の開業です。東濃地域にとってリニア開業は地域振興の絶好のチャンスであり、今年十月の県議会で知事が御答弁されたとおり、県は、リニアを活用したまちづくりを進めるため、本年六月、県庁内の関係部局で構成する未来のまちづくり検討プロジェクトチームを設置いたしました。東濃・可茂圏域のまちづくりの現状分析や東濃圏域の各市に今後のまちづくりのヒアリングを行うなど、検討が進められているとのことで、今後、地元市町村や経済界、観光関係者などと議論を交わしながら、来年度中にはリニア活用戦略を改定するなど、リニアを活用したまちづくりの実効性を高めていくと伺っております。

また、リニアの開業は、岐阜県全体にとっても新しい地域づくりの展開を可能にするまたとないチャンスであります。これをリニア岐阜駅周辺のみならず、県内全域へ波及させるために、まずはリニア岐阜駅を核とした東濃・可茂圏域のまちづくりを未来を見据えながら進めていくことが重要だと考えております。

私の地元恵那市には東濃地域を代表する観光地の一つである恵那峡があり、リニア岐阜駅に近接するこのエリアは、交流人口の増加によるビジネスや観光面でのさらなる活用が期待できます。シアター恵那から程近い恵那峡は、四季折々の自然、公園、ダム湖など多くの魅力ある地域資源を有しており、移動時間が短縮されることも相まって、首都圏からのみならず、海外からの誘客拡大も期待できます。さらに、恵那市全体を見渡

せば、中山道や岩村城下町などの歴史資産や坂折棚田のような美しい自然環境が数多く存在します。また、先月実施された世界ラリー選手権日本ラウンドやテレビドラマ「半分、青い。」の舞台など、非常に魅力的で注目度も高い観光コンテンツがそろっておりです。リニア開業は、こうした地域資源を多くの方に知っていただき、訪れていただく絶好の機会となります。

また、恵那峡地域は、宿泊面でも、営業を終了したかんぼの宿恵那が地元資本による恵那峡温泉ホテルゆずり葉として再スタートし、恵那峡グランドホテル跡地には新たな宿泊施設の建設が検討されているとの新聞報道もあります。加えて、昨年、中央自動車道恵那峡サービスエリアスマートインターチェンジの新規事業化が国土交通省より決定され、道路網も充実していく見込みであり、交通・宿泊環境の整備は、観光とビジネスの両面で恵那峡の可能性をさらに広げるものであります。

こうした中、今年十月、恵那市が、県と岐阜県地方競馬組合に対して、リニア開業を見据えた地域の活性化の拠点として恵那峡地域に岐阜県地方競馬組合が所有するシアター恵那を活用させていただきたい旨を要望いたしました。私は、広大な敷地を有するシアター恵那が新たな恵那峡の地域振興の拠点として展開するのには最適の立地ではないかと考えております。競馬専用施設という固定観念を取り払い、コンベンションホール等を整備すれば、イベントの開催による誘客や企業のサテライトオフィス誘致などビジネスチャンスの創出にもつながり、地域活性化の効果は計り知れません。

そこで、知事にお伺いいたします。こうした状況の中、シアター恵那を今後どのようにしていかれるおつもりなのか、方針をお聞かせください。

以上で私の質問は終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍 手)

○副議長(高殿 尚君) 知事 江崎禎英君。

(知事 江崎禎英君登壇)

○知事(江崎禎英君) 皆様、おはようございます。

私に二点御質問をいただきました。

まず最初に、消費者ニーズに応じた農業振興「地消地産」の今後の取組についてお答えをさせていただきます。

県では、これまで長きにわたりまして、地域で生産されたものを地域で消費する、いわゆる地産地消の考えに基づき、量販店などでフェアや朝市・直売所を周遊するスタンプラリー、親子を対象とした農業体験などを通じまして県産農産物の消費拡大に取り組んでまいりました。

令和六年度の県政モニター調査の結果によりますと、農産物を購入する際、七割以上の方が地元農産物を意識すると回答しており、地産地消がある程度浸透してきたと考えているところではございます。しかしながら、その一方で、スーパーなどで実際に購入される県産農産物の割合は約四〇%にとどまっているということから、より多くの方に購入していただくためには、安心感や鮮度のよさといった消費者ニーズをしっかりと受け止め、生産、販売につなげていく必要があります。まさに議員が御指摘いただいたとおりだと思っております。

このため、令和八年度から始まる新たな農政の基本計画では、これまでの地産地消を転換し、安全・安心や環境への配慮、新鮮さなど、地域の消費者が求めるものを地域で生産し、提供する地消地産の考え方で取組を進めることとしております。

具体的には、三つの視点で消費者ニーズを捉えてまいりたいと考えております。

まず一つ目は、安全・安心で地球環境にも配慮した食材の安定的な提供でございます。これを実現するため、有機農業や減農薬栽培など環境への負荷を軽減した農業に生産工程中のリスクを管理するGAP、こうしたシステムですが、の要素を取り入れた県独自の岐阜県版みどり認定制度を創設いたしました。この取組の拡大を強力に推進してまいります。また、この制度で生産された農産物にロゴマークを表示するなど、消費者に分かりやすく、生産者もメリットを感じられる仕組みとしてまいりたいと考えております。

二つ目でございますが、これはまさに御指摘いただいたとおり、新鮮な食材の提供です。量販店の直産コーナーや直売所、地元飲食店などで取れたての野菜を買うこと・食べることができる店舗の情報を発信し、消費者の利用拡大を図るとともに、直売所などで消費者の旬のニーズを把握し、生産現場へフィードバックする仕組みも整えてまいりたいと考えております。

三つ目は、これも御指摘いただきましたけど、バラエティーに富んだ食材の提供でございます。従来の専業農家への支援に加えて、今後、地域内の非農家や半農半X、すなわちほかのお仕事をしながらも農業に従事する方々、こういったことを志向する方などが楽しみながら農業のノウハウを学ぶアグリパーク構想を進める中で、多種多様な農産物を生産できる生産者を育成し、幅広い消費者ニーズに対応できる地域のモデルづくりに取り組んでまいります。こうした取組により、消費者目線に立つて生産を行う地消地産を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築し、地域農業の活性化につなげてまいります。

次に、笠松競馬場外発売所「シアター恵那」の活用についてお答えをいたします。

シアター恵那は、笠松競馬場で展開する熱戦を多くの競馬ファンに届けるとともに、地域の触れ合いの場と

して、岐阜県地方競馬組合が恵那峡を臨む風光明媚な地に開設した施設でございます。開設当時の平成十年度には馬券販売額は約二十六億円を計上し、年間の入場者数は約十万一千人と多くの来場者がありました。また、地元の方々に御利用いただけるよう整備しました三つの多目的ホールは、年間二十件のイベントなどに御利用をいただいたところでございました。

しかしながら、令和六年度には馬券販売額は約九千万円にまで減少しており、支出の面では施設の維持管理費や人件費などの経常経費が増加傾向であることから、シアター恵那の単体の収支は約四千万円までに赤字が拡大しております。加えて、開設から二十七年が経過し、建物も老朽化しており、今後は空調設備や配管設備の更新が必要となつてきております。さらに、令和六年度の年間の入場者数は約一万二千人と、平成十年度の約十分の一にまで減少しており、施設内のレストランも今年四月に閉鎖されております。また、多目的ホールは現在全く利用されておらず、地域の触れ合いの場としての機能が薄れてきております。

こうした中、先ほど御指摘いただきました今年十月には、地元恵那市さんから県と組合に対して、恵那峡地域や恵那市全域の活性化の拠点としてシアター恵那をぜひとも活用させていただきたいと、欲しいという要望をされたところでございます。

恵那峡周辺は、多くの人々が国内外から訪れ、また働き、住んでもらえるポテンシャルの高い地域と認識しております。したがって、シアター恵那の持つ約二万六千平方メートルのまとまった敷地を地域の活性化の起爆剤として活用することは、県として進めているリニアを活用したまちづくりに大きな役割を果たすものと考えております。

こうしたシアター恵那の経営状況や市の要望、地域活性化の観点などを踏まえ、組合や組合の構成員である

県、笠松町、岐南町との間で今後の方向性について具体的な検討を進めるとともに、シアター恵那を廃止し、敷地を恵那市へ譲渡することも視野に入れつつ、県としても組合と市との間の協議にしっかりと関わりながら検討を進めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 十九番 今井政嘉君。

〔十九番 今井政嘉君登壇〕（拍手）

○十九番（今井政嘉君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、二項目質問させていただきます。

今回は、希望を持って介護・福祉の仕事に従事している方が離職してしまう大きな原因の一つとなっております。カスタマーハラスメント対策について、健康福祉部長にお聞きします。

本定例会の代表質問において、長屋議員からカスタマーハラスメント防止条例制定の考えについて質問がありました。私からは特に介護・障がい福祉の現場におけるハラスメントによる職員の離職防止対策に焦点を当てて質問させていただきます。

パースル総合研究所が昨年二月から三月に実施したカスタマーハラスメントに対する定量調査によりますと、過去三年以内のカスハラ経験率が最も高い職種は福祉系専門職（介護士、ヘルパー）であり、三四・五%とのことです。介護・障がい福祉の現場においては、利用者本人によるハラスメントに加え、保護者や家族からのハラスメントが大きな課題となっております。特に障がい児の支援の現場においては、子供の発達や将来に関わることから、他の一般的なサービス業と比べ、職員と保護者の関係性は密接かつ複雑であり、加えて家族の問題や保護者の孤立、不安等の要因も重なることから、さらに事情は複雑となります。そのため、利用者とサ

ービス事業者の関係性が一旦こじれると修復が非常に難しく、そこで板挟みになった職員が精神的に追い込まれ、その結果、自分の能力や業務の限界を超えてしまうことにより、最悪の場合には離職に追い込まれてしまうケースも少なくないと聞いております。一方、介護現場においても、認知症の症状として現れる暴言や暴力と悪意のあるハラスメントを現場で即座に区別することは極めて困難であり、この判断の難しさが職員に大きな精神的負担をかけ、適切な対応を遅らせている原因ともなっているようです。

ここで、一般的な介護サービスや障がい福祉サービスの利用の流れを説明します。

まず、本人または家族が市町村や地域包括支援センター等に相談し、認定申請を行った後、認定調査を受けます。その後、各市町村において審査・判定を行い、その結果を踏まえたケアプランやサービス等利用計画を立て、それに基づきサービス事業者と契約、各種サービスを利用するという流れです。

このうち、ケアプランやサービス等利用計画の策定時においてはケアマネジャーや相談支援専門員といった第三者が入りますが、サービス事業所が実施する具体的な介護計画や個別支援計画の策定時には、サービス事業所が御本人や御家族と面談し、本人や家族に寄り添った支援計画を立てる中で、それが過剰なサービスか否かを検証することは難しく、結果、それに対応するサービス事業所の職員を疲弊させてしまうといったこともあるようです。

利用者や保護者にも悪意がなく、また福祉施設の職員も過剰な要求なのかと疑問に感じながら日々の業務に追われ、また利用者やその保護者からは自らの要望が過剰になっていることが気がつきにくいといった事情もあると聞いております。そのためにも、当事者を除いて支援計画などが過剰になり過ぎていないかをチェックする第三者が必要だと思えます。

国においては、介護部門では、平成三十年度にマニュアルを作成し、ハラスメント対策の推進のための本マニュアルの介護サービス事業者や関係機関への周知、令和元年度には、事業所向けに研修を担当する講師が研修の背景や目的、研修の全体感を事前に把握するための研修資料を研修受講者に配付して、管理職員及び職員向けの研修において活用されております。障がい福祉部門でも同様に、令和三年度にマニュアルやリーフレットの作成、令和四年度に事業所向けの研修資料を作成して管理職員及び職員向けの研修において活用されております。

少し話は替わりますが、東京都において、令和七年四月から東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の運用を開始し、介護現場においても対策を強化する中で、介護職員が介護の現場で安心して働き、力を十分に発揮できるよう、利用者やその家族等からのカスタマーハラスメント行為で困っている職員を対象にしたワンストップの相談窓口が開設されているとのことでした。

学生時代からいろんな勉強や体験をして福祉業界に入ってくる若い方は、地域福祉を支える重要な存在ではありますが、現場経験の浅い職員さんほど、利用者やその家族の要求に応えようと頑張り過ぎてしまう傾向にあるように感じます。ただでさえ人材の確保・育成が難しい福祉業界で頑張っている職員に対する支援は、今後、本県の地域福祉の提供体制を維持していく上でも非常に重要な施策であると考えます。

そこで、岐阜県においても、ハラスメントによる介護・障がい福祉職員の離職を防ぐため、利用者や事業者への普及啓発の取組が必要と考えます。また、第三者が中立の立場で平時から事業者のサポートといった事業者支援をはじめ、支援計画のチェック、職員の心のケアを総合的に行う相談窓口も必要でないかと考えます。

令和七年臨時国会で成立を目指す本年度の補正予算案には、福祉・介護職の処遇改善策として、介護従事者

全般に月一万円の半年分の賃上げを措置すると高市総理は表明されていますが、福祉・介護職の処遇改善による金銭的なインセンティブに加えて、福祉・介護職を希望する方に対する安心・安全を担保するために、ぜひとも積極的な取組をお願いしたいと思えます。

福祉業界の志望者が減少している現状において、福祉人材の離職防止対策は急務であり、福祉現場で働く職員の皆さんが生き生きと働ける環境整備や負担軽減対策が今求められているものと考えます。

そこで、健康福祉部長にお尋ねします。介護・障がい福祉の現場において、ハラスメントによる職員の離職を防止するため、事業者及び利用者への普及啓発の取組を今後どのように進めていくのかお聞かせください。

次に、二番目の項目として、地域における観光資源の磨き上げと魅力向上の取組の支援について観光文化スポーツ部長にお伺いします。

近年、国は観光を地域経済の牽引役と位置づけ、観光立国推進基本計画に基づき、インバウンドの回復や地方誘客の強化、特にサステーナブルツーリズムやデジタル技術を活用した観光DX、地域の文化・自然資源を生かした高付加価値な滞在型観光の推進に重点を置いた施策を進めています。加えて、観光庁では、観光地域づくり法人（DMO）の機能強化や地域資源の磨き上げに対する補助制度を拡充し、地域の自立的な観光経営を支援しております。

令和八年度の観光庁予算概算要求を見ると、国の観光予算は前年度対比約一・四倍の八百十四億と大幅に増額されており、観光産業が成長戦略の柱に位置づけられていることがうかがえます。

具体的には、国は二〇三〇年度訪日観光客六千万人を目標として、次の三つの柱立てで地方誘客と質の高い観光体験を進める方針とのことです。

持続可能な観光地づくりとして、地域一体となった観光地経営推進事業を拡充し、オーバーツーリズム対策や交通空白地域への対応、観光ビジョンの策定支援、さらに人材不足対策事業には昨年度対比六倍の三億円を計上し、宿泊業のDX化、外国人材の確保などの支援。

地方を中心としたインバウンド誘客として、戦略的訪日プロモーション、地域周遊観光促進、MICE誘致の強化、免税制度のリファインド方式の移行支援も新設。

国内交流拡大として、ユニバーサルツーリズムの促進事業は前年比十三倍増の四億円、高齢者・障がい者が安心して旅行できる環境整備を促進、加えて国際観光旅客税を活用した施策に七百億円を充当し、地域資源の整備や受入れ環境の高度化を進める。

こうした国の方向性を踏まえ、岐阜県においても、地域資源の魅力を高め、国内外から選ばれる観光地づくりを加速していく必要があります。

岐阜県では、「清流の国ぎふ」観光ブランドの発信、世界遺産白川郷や飛騨高山の国際的プロモーション、さらには温泉地や伝統工芸を生かした体験型観光の充実など、県下全域で歴史文化や自然景観を生かした観光振興を進めてまいりました。また、県内DMOや観光協会と連携し、観光人材育成や情報発信のデジタル化にも取り組んできましたが、まだまだ地域によっては観光資源の磨き上げが十分でなく、観光消費額の伸び悩みや滞在時間の短さが課題として残る地域があるのが現状です。

さて、本年七月、本県議会の岐阜県の魅力発信・向上対策特別委員会で、参考人として私の地元的一般社団法人下呂温泉観光協会の瀧 康洋会長にお越しいただき、地域資源を生かした未来へつながる地域づくりに関し、一般社団法人下呂温泉観光協会DMOの取組について御説明をいただきました。

その中で、次のようなお話がありました。

ネームバリューに頼るだけでは活性化は実現できない。観光協会をはじめ、飲食店、商店街、地域住民が丸となって活性化することが重要。さらに、まずやるべきことは官民の連携。民間と行政が協力してインフラ整備を進め、プロモーションによる活動することで地域の一体感が醸成される。次に、マーケティング。地域の強みを掘り起こし、それを生かしたブランディング戦略を立てる。

詳しくは瀧会長の著書「下呂温泉価値創出プロジェクト」に記載してありますが、この本を議会図書室にも寄贈いただきましたので、御興味がある方はぜひ御覧いただければと思います。

さて、こうした下呂温泉観光協会の取組は、一朝一夕に出来上がったものではありません。一般の企業であれば売上げの中から宣伝費を捻出することや社員教育を行うことができそうですが、地域観光においては、その経費を捻出すること自体が困難だと思います。そこで最初の一步として重要なのが行政による支援であり、さきに述べた下呂温泉観光協会の例では、県より二〇〇四年に県内企業と商社、金融機関との社会調査事業の支援を受け、この取組をつくり上げるヒントをいただきました。その後、日本版DMOの登録をすることにより、先駆的DMOとして観光庁からの支援や指導をいただきながら、今までの取組の継続と地域観光資源として磨き上げを行いながら、現在も様々な取組を行っております。

このように、地域の活性化においては、基礎自治体である市町村のほか、国・県も含めた官民連携による地域支援の強化が重要と考えます。

具体的な例を申し上げますと、資源の再評価と高付加価値化として、地域固有の文化・自然・食を再編成し、ストーリー性を持たせた商品化を支援、特に体験型・滞在型のコンテンツの開発を後押しする仕組みづくりや、

観光DXの推進として、デジタルマーケティングや多言語対応、キャッシュレス環境整備を支援し、訪日客や若年層に対応した利便性の向上。人材育成と地域連携として、観光人材のスキルアップ、地域事業者間の連携強化を促進し、持続可能な観光経営体制の構築。補助制度の柔軟化として、小規模事業者や地域団体が取り組みやすい補助制度を整備し、資源の磨き上げの初期投資への支援などが上げられます。

令和七年第一回定例会の県政自民クラブ藤原県議の代表質問で、県の観光施策の質問に対して、江崎知事は、今後は複数の観光資源を歴史や文化のストーリーでつなぎ合わせることで、滞在型・体験型の観光資源として磨き上げるとともに、農業や林業などこれまで観光とは関係の薄いと思われる分野においても観光資源としてスポットを当てて、より付加価値の高い産業として発展させてまいりますとの答弁をいただきました。その後、県の厳しい財政状況についてもこの県議会の場でも度々取り上げられているところではありますが、各地域においてこれまで築き上げてきた点としての観光資源の火を消してはならないと考えます。本県の観光を点から面へと展開していくために、県内の各地域で頑張っている観光関係者への支援の継続を切に希望するものであります。

そこで、観光文化スポーツ部長にお尋ねします。点としての観光資源をつなぎ合わせ、面としての展開を図るには、地域における不断の磨き上げや魅力度向上が重要であり、今後もこういった取組を支援することが必要だと考えますが、県としてどのように取り組まれるのかをお聞かせください。

以上二点を質問させていただきました。御清聴ありがとうございました。

(拍 手)

○副議長(高殿 尚君) 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 介護・障がい福祉現場におけるハラスメントによる職員の離職防止に向けた取組につきましてお尋ねがございました。

福祉現場を支える職員に対する利用者やその家族等からのハラスメントは、職員の心身に影響を及ぼすのみならず、利用者へのサービス提供にも支障を来すことになりかねません。このため、ハラスメントから職員を守る対策やハラスメント防止の啓発といった取組を進めることで、離職防止や福祉サービスの質の確保を図っていくことは重要と考えております。

職員を守る対策といたしましては、県福祉人材総合支援センターにサポートダイヤルを設置し、様々な悩みに事に対応する相談体制を構築しております。また、同センターにおきましてクレーム対応やハラスメント対策の研修を実施し、組織的な対応力の向上等を図っております。

こういった取組をさらに多くの事業者や職員の方々に利用いただくためにはさらなる普及が必要と考えております。今後は事業所向けの集団指導等の機会を通じて周知に努めてまいります。

また、利用者や家族等に対する啓発といたしまして、新たにリーフレットを作成・配布することにより、ハラスメント防止への理解と協力を促してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君。

〔観光文化スポーツ部長 渡辺幸司君登壇〕

○観光文化スポーツ部長（渡辺幸司君） 地域における観光資源の磨き上げと魅力向上の取組への支援についてお答えをさせていただきます。

本県には、下呂温泉や白川郷の合掌造り、飛騨高山の古い町並みなど、世界に誇る観光地が数多くありますが、本県の観光動向として、入り込み客がこれら一定の地域や集客施設に集中していることや観光消費額が全国平均を下回っていることが課題となっております。このため、県では今年度から、観光の周遊性を高め、滞在時間を延ばす取組として、集客力のある観光地を起点とし周遊を行う着地型観光体験メニューを造成・販売し、国内外でプロモーションを展開しております。

今後は、地域においてもこうした視点で観光振興を捉え、実行いただけるよう、市町村やDMO等が行う歴史、自然、文化、食などをストーリーでつなぎ合わせた周遊型の観光を促していく、議員からも御指摘の面を展開する取組に対し、新たな支援策を検討しているところであります。

また、この面のベースとなる観光資源としての点の磨き上げとして、受入れ環境の整備や観光人材の育成、観光のDX、オーバーツーリズム対策など、地域の魅力向上に向けた不断の取組に対しても引き続き支援を行えるよう、併せて検討してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） それでは、日本共産党の代表質問を行います。

まず初めに、県民生活や医療・福祉分野の実態を踏まえた物価高対策について伺います。

十一月に岐阜県が発表した県政世論調査によりますと、暮らし向きが苦しくなったと答えている方は約六二％に上っております。変わらないとの回答を四年連続で上回るという過去にない厳しい結果が出ております。この結果から見えてくるのは、低所得者に限定した支援や事業者支援だけにとどまらず、幅広く多くの県民に

つながる物価高対策が求められているということです。例えば市町村の中には、過去に水道料金の基本料金など公共料金の免除、減免という全市民の生活に直結した支援策を行ったと聞いております。

一昨日、国の交付金を活用した物価高対策の補正予算がこの県議会に提出をされましたが、改めて誰もが実感できる物価高対策、生活者支援を要望いたします。

また、これまで寄せられた声には、医療機関、介護施設など公定価格で事業を行っているところは物価高による経費増を営業努力で乗り越えることができないため、食材費にとどまらず、全ての施設に対する支援を求める声を伺っております。

そして、支援の期間やタイミングについても、これまでの国や県の支援の多くは、数か月、半年など期限が限られたものが多く、県の支援事業についても、国から交付金が出されたら支援が実施されるという継ぎはぎのものになってきました。継続した支援が必要ではないかと思っております。来年度予算も見据え、国の臨時交付金の枠内にとどまらず、必要な分は県費も投入し、全世帯を対象にした物価高対策をパッケージで示して行っていく必要があると感じております。

そこで、知事にお聞きします。これら現在の県民生活や医療・福祉分野の実態をどう見ておられるでしょうか。物価高対策について、どのような点に力を入れて取り組むかお聞きいたします。

続きまして、県の財政状況と事業見直しについてです。

なぜ岐阜県はこんなに財政状況が厳しいのか。原因について、県は平成の初期、多くの公共事業を行ったこと、その後、財政悪化を受けて県債の償還期間を二十年から三十年に先延ばししたことと分析されておられます。もちろんその点は正しいと思うんですが、政策総点検、職員の給与カット、市町村への補助金カットなど、

かなりの厳しい対応を行ってきた経緯があるにもかかわらず、なぜまた厳しい状況になっているのでしょうか。償還期間を延長したことによる影響は十年以上前から分かっていることであり、県庁内部で財政の見通しをしっかりと持たず、アクセルに対し、ブレーキの役割を果たしていなかったことが根本的な要因だと私は言えると思っております。これは、行政と県議会に大きな責任があると受け止めています。

以前にも申し上げたことですが、政策総点検、市町村への補助金カットがされた当時、子供の医療費に関わる福祉医療費や小規模認可外保育への予算なども削減をされました。当時、あまりにも県民への影響が大きいと判断した岐阜市では、その分を緊急で財源補填するなどの対応をしました。当時のような県の対応は決して繰り返すべきでないと思います。

これまで公共事業に起因する県債、いわゆる県の借金ですが、この借金の返済額がどんどん増加していくことを何度も県議会を取り上げ、県民の教育や福祉のニーズに応える財源がなくなる危険性を指摘してまいりました。後で取り上げます木曾川水系連絡水路事業も、国の事業ではあるものの、多額の県負担が生じるものであり、これらも県債になると思われます。災害関連以外は年間の起債規模に一定の目安を持って、県債残高を具体的に減らしていく計画の必要性を求めてまいりました。これらをどこまで県としてまともに受け止めていただいていたのか、大変疑問を持っております。

二点、知事にお聞きします。

一点目です。岐阜県が厳しい財政状況に陥っている原因は何でしょうか。

二点目です。二度の財政状況の悪化を繰り返していますが、繰り返さないためには何が必要とお考えでしょうか。

続いて、事業見直しについても申し上げます。

こうした財政状況を打開するために、知事は来年度予算編成に向け、事業見直しを発表されました。現在、約千二百件の事業について見直し作業中とのこと。

こうした状況の中、市町村には、来年度から中学三年生に支給していた高等学校就学準備等支援金を見直しの対象にする旨が県から伝えられております。また、認可外保育や小規模保育事業所の団体である岐阜県小規模保育連絡会への補助金も継続されるかどうか、まだ見通しができていない状況だともお聞きしております。

そもそも県の厳しい財政状況の要因は平成の初期からの問題であり、何の責任もない子供たちに関わる予算を対象とすることは理解に苦しみます。また、地方自治体の役割の根幹である福祉の増進に関わる予算についても慎重になるべきだと考えております。

そこで、三点、知事にお聞きます。

一点目です。事業見直しは、財政を立て直すことが目的ではなく、福祉や教育ニーズなど、県民がこれまで求めてきた政策を実現するための財源をつくることであるべきと思います。何のために事業見直しを進めるのか、改めてその目的について伺います。

二点目に、事業見直しにおける予算増額の必要性と今後の対応についてです。

一例ですが、例えばこの十二月議会には、高校生のタブレットなど教育に係る負担や教員の未配置を解消してほしいという行き届いた教育を進めてほしいという請願が出されております。また、さきの九月議会でも、県内の免許外授業の解消を求める請願が出されました。岐阜県は、全国と比較しても免許外教科担任が多く、非常勤講師の予算をさらに充実させてほしいといった内容でした。このように、これまで県民の皆さんが予算

拡充を望んでおられる陳情や請願が多く県議会に出されてきました。

そこで、お聞きします。事業見直しというのであれば、削減だけでなく、増額も含めるべきではないでしょうか。特に福祉や教育に係る部分は、削るだけでなく、むしろ不足している部分は予算を増やす議論が必要です。増額に関する必要性和具体的な対応について伺います。

三点目です。今、事業見直しのさなかで、様々な断片的なうわさや真偽不明の情報が開こえてまいります。こうした中、見直し決定後にいきなり発表することで混乱も生み出します。そのため、一定の透明性が必要だと感じております。

そこで、お聞きします。事業見直しに当たり、見直しの過程をどのように公開されるでしょうか。大きく三点目の質問です。木曾川水系連絡導水路事業についてです。

これは、徳山ダムの水を地下にトンネルを通して長良川、木曾川に導水するという事業です。水資源機構によりますと、目的は大きく二つ、河川環境の改善と愛知県と名古屋市の都市用水の供給とされています。また、県はこれら二つの目的等に加え、可茂・東濃の取水制限の緩和に効果があるとしています。

十一月二十日に岐阜市で開催された環境レポートの説明会では、導水路を造ることによる河川環境や濁水の問題の改善について説明はなく、具体的なシミュレーションもなされていないとのことでした。特に長良川においては、どういった河川状況になったら放流されるのか、運用がどうなるのか、それによってどのように改善されるのか明らかになっておりません。放流地点はまさに長良川鵜飼いの舞台であり、世界農業遺産に認定された長良川のアユなど、貴重な自然環境が広がっているところでは、上流施設は全長約四十三キロメートルであり、そのほとんどが直径三メートルから四メートルの地下トンネルになり、その中を毎秒二十トンの水が

圧力をかけて導水される計画です。リニア新幹線に係るトンネル工事でも難工事が続いておりますが、直径は異なるものの、この距離の山中や地下を掘り進めていくことは大変な大規模工事になると予測されます。

先ほど申し上げた環境レポートの説明会では、地下水への影響を心配する意見も出されておりました。岐阜市も各務原市も水道水は地下から取水しており、地下水や地盤沈下のリスクについては、ダム検証の過程においても、自治体から慎重な対応を求める意見が上がっております。

また、参加者からの質問に対する回答で、大きな管理施設工が市内に複数できることが判明しました。地元の良い長良地域の住民から、全て地下だと思っていたら、工事後に大きな構造物が残るといったことは知らなかった。そもそも事業自体が全く説明されておらず、分からないという発言もありました。利水と渇水対策についても疑問の意見が出されております。

今後、少なくとも完成までに十年以上はかかる事業です。二〇四〇年には、岐阜県の人口は二〇二〇年比で二割も減少する見通しです。下流の名古屋市では今でも水は余っており、今後、水需要が増える可能性は現実的ではないと思われれます。今後、人口の急激な減少を迎える中、今以上に水が必要になることはあるのでしょうか。今の計画で大丈夫なのか、少なくとも現実に即した水需要の予測を行った上で議論すべきとの指摘もあります。

現時点で予定されている事業費は二・五倍増の二千二百七十億円になり、県負担も七十五億円に増加しました。今後は、さらに物価高などで事業費は増えると思われれます。

地下を通る管は大都市の地下に埋まっている水道管よりも大きなものであり、毎秒何トンもの水が流れます。その点からも、完成後の維持管理、施設の更新、災害時など様々なリスクが考えられます。少なくとも地元住

民にはしっかりと説明し、知らせていくべきことだと思います。

今、全国で地下の水道管や下水管など公共インフラの老朽化が進み、いよいよ更新時期を超えていく、更新に係る莫大な費用をどうしていくかが大変深刻な課題になっており、今議会でも話題になっておりました。こうした様々な懸念がある中で、以前の水需要予測のままこの事業を進めてしまつて大丈夫なのでしょうか。もう一度しっかりと検討する必要があると思います。特に県では、財政状況が厳しいとの理由で、先ほど質問いたしました事業見直しを行っておりますが、この事業こそ見直しをすべきではないかと考えます。

そこで、知事に三点お聞きします。

一点目です。事業費は今後も増大する可能性があり、県財政へも大きな影響があります。事業の必要性と優先度についてお考えをお聞きます。

先日、各務原市、揖斐川町、羽島市、岐阜市の四か所で説明会が行われましたが、これは工事を進める上で環境調査、いわゆる環境レポートの手法や検討項目に関する説明会でした。十五年以上前から設計や費用が大きく変わっていますが、一度も事業全体の説明会は行われておらず、事業そのものについての説明会をまずは開くべきでないかと思えます。

そこで、二点目です。事業内容や目的についても説明会開催を要請すべきではないでしょうか。

三点目です。環境レポート案については、ダム検証にかかる以前に県として専門家を直接訪問され、意見聴取などを行い、百二十八項目の意見を出されてきました。今回はどのように対応されるでしょうか。

最後に、大きく四点目、特別職の期末手当を引き上げるとした判断についてです。

今議会には、県の一般職員以外、知事、副知事、議員など特別職の期末手当を引き上げる議案が出されてい

ます。一般職員の給与、手当には人事委員会勧告というルールがありますが、特別職は人事委員会の勧告の影響を受けるものではありません。暮らし向きが苦しくなつたと県政世論調査で六割の県民が答えている中で、なぜ特別職の期末手当引上げなのか大変疑問を持っております。この判断は到底受け入れられるものではありません。

そこで、知事にお聞きします。知事自身が厳しい県財政を訴え、事業見直しを行っている最中でもあり、その本気度が問われることにもなります。見送るという選択肢はなかつたのでしょうか。判断に至つた理由について伺います。

以上、大きく四項目、よろしく願います。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 大きく四点について御質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、県民生活や医療・福祉分野の実態を踏まえた物価高対策についてお答えをいたします。

先日公表いたしました県政世論調査では、暮らし向きが苦しくなつたと回答された方が、前回調査に比べ四・五ポイント増加し、六一・九%となつております。その理由として、物価高による支出が増えたためとする方が九三・四%と最も高くなつております。こうした傾向は令和四年度から続いており、物価高が家計に大きな負担になっているものと認識しております。この認識は共通でございます。

また、医療機関や薬局、介護施設などにおきましても、物価高騰が続く中で費用がかさみ、経営が厳しい状況に陥っていると認識しております。こうした状況は特に一般病院において顕著で、先日、厚生労働省が公表

しました医療経済実態調査によりますと、令和六年度は、対前年比で診療用消耗品費などが五・〇%、給食材料費が六・六%、水道光熱費が五・五%増加し、これらが費用全体を押し上げており、赤字施設は全体の七割以上に達しておるところでございます。

こうした中、今般、国におきまして、物価高対策などを柱とする総合経済対策が策定されまして、地域の実情に応じたきめ細かい支援策に活用できる重点支援地方交付金が拡充されることとなり、本県にも百億円を超える資金が交付されると見込んでおります。

本県では、この交付金を活用し、できるだけ早急に県民の皆様や県内事業者に支援が行き届くよう、まずはこれまでの支援策を延長する形で取り急ぎ対策を取りまとめ、必要な予算案を今議会に追加で提出したところでございます。

具体的には、国の支援のないLPGガス使用世帯及び特別高圧電力契約の中小企業などに対する料金支援を実施するとともに、医療機関、福祉施設、私立学校に対する光熱費や食材費などを支援するほか、学校のスクールの燃料費や非課税世帯の教材費などを支援してまいります。

今後は、県政世論調査の結果を参考にすることはもちろんのこと、県民の皆様や県内事業者からの声を丁寧に伺い、国や市町村が実施する対策を見極め、来年度予算に向けてさらなる生活者支援や事業者支援を検討してまいります。

次に、県の財政状況と事業見直しについて、五点御質問いただきました。

厳しい財政状況に陥っている原因、再発防止策、事業見直しの目的、予算増額の必要性、そして見直しの過程の公開と、これらは関連いたしますので、まとめて御答弁をさせていただきます。

まず県財政が厳しい状況に陥っている原因としましては、高齢化の進展などによる社会保障関係費や公債費の増加などが上げられます。中でも、過去の県政において県債の償還期間の延長によって公債費の負担が繰り延べられたことが、近年、財政がより厳しくなっている大きな原因でございます。県債の償還期間の延長は制度上認められているものですが、問題は、償還期間の延長により後年度に公債費が増加することが見込まれていたにもかかわらず、これに備えた蓄えを十分に行ってこなかったことにあると考えております。このため、今後こうしたことに陥らないためには、公債費の将来的な負担をしっかりと把握するとともに、他の歳出も含め、財政全体の収支見通しを立て、必要な財源を確保しながら運営していくことが重要であると考えております。

次に、事業見直しについて申し上げますが、先日の答弁でも申し上げましたけれども、現在進めております事業見直しは、単に歳出を削減することを目的としているわけではありません。知恵と工夫によって、より効率的、効果的に施策を実施することや国費などの外部資金を最大限活用することで、県民サービスを低下させることなく、むしろ維持・向上させることを目指しているものでございます。このため、施策の実施方法の見直しや対象の重点化などを図る中で、必要なものについては増額することも含めて対応を行ってまいりたいと考えております。特に、一過性の対応といったイベントのようなものではなく、将来の世代にとっても価値のある投資については、しっかりと予算を確保してまいりたいと思っております。

こうした事業見直しの結果とその考え方については、来年度当初予算の発表の際にお示ししたいと考えております。

次に、木曾川水系連絡導水路事業についてお答えをいたします。

まず最初に、必要性と優先度ということですが、木曾川水系連絡導水路事業の必要性については、これまでも県としての認識を述べてまいりましたが、改めて答弁をさせていただきます。

本事業は、徳山ダムに確保した水を異常渇水時に木曾川や長良川に導水し、流量を増やすことで可茂・東濃地域の渇水被害を大きく軽減するとともに、魚類等の生息環境を保全することに資するとの観点から、本県にとって必要な事業と認識しております。

具体的には、可茂・東濃地域では、平成六年、七年と連続で深刻な渇水被害を受けたほか、平成二十年以降六回の取水制限が発生しており、これに加え、将来の気候変動による渇水リスクの増大が懸念されております。これに対し、本事業と徳山ダムを含む木曾川水系ダム群を一体で運用する水系総合運用によって、平成六年と同程度の異常渇水時でも、断水のおそれがある取水制限日数を、可茂地域で八十一日から三日へ、東濃地域で五十六日から十八日へ大幅に縮減できると試算されています。また、平成六年と同等の異常渇水が発生したとしても、導水路からの補給により木曾川や長良川の流量を増やし、魚類の産卵や生息に必要な水の深さが確保され、魚類の生息環境の保全に資することが期待されております。

現在、県の財政は非常に厳しい状況にあります。近年激甚化・頻発化する自然災害に対応するに当たり、木曾川水系における戦後最大級の平成六年と同等の異常渇水に対して、被害を大きく軽減することが見込まれる事業としての意義は大きいと考えております。

他方で、こうした前例のない大工事については、環境等への影響も懸念する声もありますことから、このたび改めて実施される環境レポートにおいて、適切に検証されることが重要と考えております。

なお、一般論ではございますが、公共事業につきましては、今後のさらなる建設資材価格や人件費の高騰も

否定できないと考えております。このため、国土交通省や水資源機構に対しては、引き続き導水路を含む木曾川水系ダム群の効果が最大限発揮されるよう、木曾川水系全体の水系総合運用の実施を求めてまいります。その上で、最新の知見や技術を取り入れ、可能な限り建設コストの縮減を図るとともに、希少な地域資源である木曾三川とその周辺の環境への十分な配慮を図るよう申し入れてまいります。

次に、事業説明会の開催の要請についてお答えいたします。

木曾川水系連絡導水路事業の目的や内容などの全体像については、令和六年に国と水資源機構による本事業のダム検証の中で検討されています。この検証の過程で、関係地方公共団体から成る検討の場及びその幹事会が一般公開の下で開催され、事業の目的、内容、事業費及び工期の変更の内容や理由について説明されております。

また、このたび公表された環境レポートの検討項目・手法編の第二章に事業の目的及び概要が掲載されておりますが、県内四か所で水資源機構によって開催された説明会では、これらの掲載事項についても説明がなされたものと認識しております。全く説明されていなかったということはありません。

そして、本県として、事業主体に対し、これまで事業の実施に当たり、地域住民への説明会の機会を設けるよう求めてきたところであり、環境レポート作成に係る今後の手続等、事業実施に当たって引き続き適切な対応を求めてまいります。

次に、環境レポートへの対応についてお答えをいたします。

先日、県土整備部長から答弁させていただきましたが、木曾川水系連絡導水路事業は、法令上の環境影響評価手続の対象ではないものの、事業主体である水資源機構において環境レポートが作成され、事業に伴う環境

影響の回避・低減に向けた対応が行われると伺っております。

県としましては、前回のレポートから十六年が経過し、気象や生物の生息状況など環境も変化していることから見直しを求めてまいりました。その結果、今般、調査の項目や手法の検討にまで立ち返って再検討されることとなり、今後、県への意見聴取が予定されているところでございます。

この意見聴取への対応に当たりましては、関係市町の関心の高い長良川、木曽川の水環境、周辺の地下水や地盤沈下の影響に十分配慮されているかなどの観点でレポートの内容を精査してまいります。また、県からの意見の提出に当たりましては、学識経験者などの意見も伺い、専門的な知識や幅広い知見を活用するとともに、関係市町と情報共有を密にし、意見を丁寧に聞き取って県意見への反映を検討するなど、適切に対応してまいります。

最後に、特別職の期末手当を引き上げるとした判断についてお答えをいたします。

これまで知事や県議会議員の皆様の期末手当の支給月数の改定に当たりましては、御指摘がありましたように、人事委員会の勧告制度の対象とされていないことを踏まえまして、客観性及び本県の現状に配慮して対応してまいりました。

具体的には、支給月数を引き上げる場合には、人事院勧告を基に行われる国家公務員の指定職の改定に倣い、その引き上げられる支給月数と同じ月数を引き上げることとしてまいりました。他方、引き下げられる場合には、県の人事委員会勧告に基づき、一般職の引き下げられる支給月数と同じ月数を引き下げることとしてまいりました。この結果、これまで引き上げる場合には一般職以下となるように、そして引き下げられる場合には一般職と同じになるように改定を行ってきたものでございます。

ちなみに、地方公務員制度の中で期末手当は、知事などの常勤の特別職につきましては、一般職と同様に生活給と解されております。そのため、仮に財政難を理由にあえてこれまでのルールを変更して改定を見送りますと、一般職の皆さんにもいずれ手当の引上げ見送りが行われるのではないかと不安が広がり、職員のモチベーションや人材確保、離職防止などにも悪影響を及ぼすとの議論がありました。さらに、パフォーマンス的に引上げをしないとうたうことは、現在、民間企業の賃上げを促している立場からも望ましくないのでないかという議論もありました。こうした議論を踏まえ、今年度についてもこれまでと同様の改定方法を踏襲することとして議案を提出させていただきましたが、その是非については議会の御審議に委ねたいと思います。

○副議長（高殿 尚君） 十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、知事に再度、今いただいた答弁について伺います。

まず初めに、県財政と事業見直しについて、一括で答えられましたが、ちょっと私、二つに分けて伺います。一つは、原因と再発防止というところなんです。これまでもこうやって公債費が上がっていくことを見込まれていたにもかかわらず対応してこなかった。そして、将来的見通しを持つことが再発防止には大事だ。それについては私も同感なんです。もう一つ私が大事だと思うのは、県債残高の総額をどうやって減らすかという視点だと思います。

いろんな指標がありますが、将来負担比率については、県財政の中でどのくらい県債の規模が大きいかとこのを示しますが、全国平均が一四〇%台ぐらいだったと思うんですが、岐阜県は二〇〇%を超えておりま

す。頑張つて頑張つて公債費を払うために事業見直しを行つても、元が大きかったら意味がないことで、これをどうやって減らしていくか、その具体的な計画というのが私はやっぱり必要ではないかというふうに思っております。単純ではないかもしれませんが、一年間の公債費よりたくさん借金したら、その分は増えていくわけです。その視点についてお考えをお聞かせください。計画的に減らすという、そういう見通しです。

それから、二点目なのですが、事業見直しについてです。

今の答弁では県民サービスの維持・向上というふうにおっしゃって、非常に大事なことで、必要なことは増額もしていくんだということなのですが、今の事業見直し方針にこの増額の観点というのが入っておりません。また、来年度予算編成方針も拝見しましたがけれども、かなり厳しい、今の枠内の中で増やすということしかなくて、思い切つて増やすということがこれだと思ふんです。増額の観点というのも入れていく必要があるんじゃないか、その点について伺いたいと思います。事業見直しの観点です。

それから、導水路についてです。ちよつと二点伺います。

まず必要性についてなのですが、可茂・東濃地域の漏水被害を防ぐとか、それから河川の環境をよくするということとは言われたんですが、放流されるのは木曾川の一番南で、愛知県との県境の近くで、その上流の可茂や東濃の漏水被害といったときに、恐らくダムで放流量を減らしていくということでも漏水被害を防いでいくというお考えだという意味だと私は捉えたんですが、そうであるならば、やっぱり今後どれだけ水需要があるのか、ちゃんとした予測というのををつくつた上で必要性を判断するべきじゃないかというふうに思います。これはこの間もずっと指摘をされてきたことです。

県の水需要の予測というのは平成十六年につくられていて、それが平成二十七年が目標年で終わっている。

やっぱりこれをちゃんと今の状況、そしてこれからの人口予測に基づいて、ちゃんとこの先どのくらいの水需要が必要なのか、水需要があるのかということを上で必要性というのは判断されるべきじゃないかというふうに思います。そういう具体的な予測や数値、そして環境についてもちゃんとシミュレーションを示した上で判断できないか、必要性について伺います。

続いて、説明会なんですが、説明会の開催の要請についてで、私もこの説明会は参加いたしました。そして、その中で出された意見がかなり厳しかったものもじかに聞いてまいりました。これは新聞報道でも幾つか紹介をされております。

そして、さらに言うと、今回の説明会のお知らせというのは水資源機構のホームページに掲載されているだけで、地域の回覧板で今までだと調査しますというようなお知らせがあったんですが、こういうきめ細かいものもされておられません。環境レポートへの意見募集が行われていて、それが今日までだということを知っている方もどれだけいらっしゃるでしょうか。そして、地域の方からは、工事後に巨大な施設管理工が残るということは、質問の方が質問して初めて知ったと、これはもともとの説明にもなかったことです。やっぱりこういった参加者や住民の声というのを受け止めていただいて、ちゃんと説明会の開催というのを要請していただきたいと思えます。そのお考えについて伺います。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 四点御質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず財政の問題でございますけれども、まさに議員御指摘いただいたとおり、本県は、ぱっと見といいます

か、公債費比率はそんなに高くありませんが、まさに残高比率は全国トップクラス、断トツに多い状況です。本当によござどこまでためたなという状況があるんですけど、これをどう返していくのか、これは非常に難しい問題です。まさに議員が御指摘いただいたように、これを元氣よく返していけば、多分今後の事業を一切やめたほうがいいというようになりますので、先ほど申し上げたように、我々は別に借金を返すために行政をやっているわけではなくて、やはり今の県民の皆様、そして将来の皆様のために、今こうした状況を踏まえた上で、どう県政を運営していくかということは非常にこれから知恵を使っていくところだと思っております。なので、今の非常に二〇〇%を超える異常とも言えるような状況についてはもちろん念頭に置きながら、少しでもこれを減らす、将来のためにやっていくこと、これが重要だというふうに思っております。

ただ、こうしたものは岐阜県だけではなく、他県においていろんな状況がある中で、今後、国との協議の中で地方創生、そういった議論の中で対応策も考えるべきかなど。まずは今後やっていくべき作業の中で、そしてさらには今後こういった公債を増やさないようにどう知恵を使うかというのがまず大事なかなというふうに思っております。

その上で、二点目の事業見直し、これも財政立て直しが目的ではないということを繰り返し申し上げておりますけれども、その中で、今おっしゃったように、予算を削るから全てのサービスが駄目になるわけではないです。特に、恐らく断片的に聞いておられると思いますけれども、予算設計のときに一律一〇%カットで見直しをしてくれと、これは本県だけではなくて、国の予算についても常にやっていることです。それをやった上で、一旦見直しをかけた上で、そこで出た予算の中でさらに増額するもの、新規にやっていくもの、これは常に予算要求というか、予算設計するときの当たり前の作業です。その中で、見直しがかけられたから大変だと

いう議論が出るのも承知しております。

ただ、その中で、まさにこれまでの議論で申し上げたように、同じサービスを提供するならもつとほかの方法はないのか。今朝も実は似たようなことでそう指示したところなんですけど、ただ切るだけでは知恵がないと。その使った予算がどういう効果があつて、その効果に対してほかの方法がないのか、場合によっては県費でなくてもできる方法はないのかということを考えようというのがまさに今回の事業見直しのポイントでございますので、恐らく最終的に出てきたもの、逆に言うと、削るだけだったら新規は一切出てきませんので、これを、それこそ先ほど、削減した予算を全て借金の返済に回すならそうかもしれないんですけど、そうではない方法も考えたいと思っておりますし、今どうしても県費だけでやってきた文化が強うございますので、県費だけでなく、国の予算、場合によっては民間の資金も活用しながら、新しい、まさに安心とワクワクを実現する方法はまだまだたくさんあると思っております。それを県職員に対しても、事業見直しの中で、今までのやり方にとらわれることなくしっかり見直してほしいと、この作業をしているところでございます。

三点目、この導水路に関しては、もちろんいろんな議論があることは承知しております。ただ、今議員が御指摘されたように、一般的な水需要の話をしていくわけではありません。これは、先ほど答弁で申し上げたように、渇水期という極めて尋常ならざるときにこれが必要かどうかということで議論を進めているということでありますので、一般的な需要がどうかということよりも、むしろ渇水期において、まさに平成六年に起きたほとんどの農家が大変なことになったあの状況をどこまで、どんな方法によって軽減することができるかという、その文脈の中でこれは考える必要があるかなというふうに思っております。もちろん水の予測需要は、名古屋市、愛知県は持つておりますので、それをもらつてくることは別に難しいことではありませんが、今回、

この導水路の議論は、それを基に議論するのではなくて、あくまでこれから起こるかもしれない渇水状態、特に東濃・可茂地域の方々の不安をどこまで軽減することができるのか。これはまさに起きてみなければ分からないことかもしれないが、そのために、あのときあれをやっておけばよかったということにならないように、ただ一方で、先ほど申し上げたように、これだけ大規模な工事になりますから、当初誰もイメージしたことないことかもしれないので、そこについては、これからあらゆる知恵を使つて、どんなことが起きるのか、それを皆と共有してやっていくことです。

その上で、最後の四番目の説明会でですけど、これはやり方の問題だと思しますので、ホームページで出したからいいか、回覧板にしたらいいかということについては、今回の御指摘も踏まえて、水資源機構にもっと丁寧をやつてくださいと。さらには、事業説明、あえて説明会を分けるのか、それとも従来行っているもの、また一からやり直すわけですから、その中でしっかりと説明してくださいということはしっかりと求めているもの、ま思っておりますので、何も拙速に進めようと思つてはおりません。やはり住民の方々の不安を払拭しながら、一方で将来起こるであろうそのリスクに対してどんな対応をしていくのか、まさにこの議会で御審議いただくべき重要な案件だと思っておりますので、それに向けて適切に対応してまいりたいと思つております。

○副議長（高殿 尚君） 十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） 知事に二点伺います。

まず一点目なんです、県財政と事業見直しについてです。

借金を返すために行財政をやっているわけじゃないと、それは先ほどちゃんとお答えいただきましたし、私もそこについては同感なんです。令和六年度決算が今出ておりますが、それを見ますと、借金の返済額、公債費ですね、これは前年に比べても五十億増えております。こういうスピードでこれから返済額が増えていくんです。ということは、どれだけ見直しをやってもやっても借金の返済額が増えていく。だからこそ、もともとの総額を減らしていかないと結構厳しいことにこの先なるんじゃないか。その結果が今でございます。というわけで、そこについては実感されているというふうに思います。ただ、減らそう減らそうと言ってもなかなか減らないんじゃないかなと、この間、見ていて思いました。

例えば六月議会、九月議会、今回の十二月、県債だけ見ますと七十億とか九十億、今議会のこの前の追加上程で百億を超えておりましたと思います、県債が。

一つ一つの事業を見ていくと、必要性があると思うんです。だからこそ、こうやって県債が増えていってしまった。なので、やっぱり一定の目安、年間どのくらいに県債の起債はするべきだという目安を持つておかないと、どんどん増えていって、全国平均は減っているのに岐阜県が二〇〇%を超えてしまった、こういうことになるんだと思います、私。なので、やっぱりちゃんと目安を持つていく必要は一方であるんじゃないかと思えます。その点について伺います。

続いて、導水路事業でございます。

必要性について、それから優先性、優先度についてなんです。これから先、こっだけ公債費が伸びていく、そして県債を抑えていく必要があるという議論の中で、これから始まる事業です。その額というのが莫大だし、この先物価も上がっていくので、恐らくここからもっともっと負担が増えていく可能性があるんじゃないかな

と大変心配をしております。県内の必要な公共事業がまだまだできていない、老朽化が進んでいて手を打たないといけない、要求がいつばいある中で、その中でもこれを優先度高くやるんだという説明のためには、水需要の予測とか、それからこうやって環境がよくなりますというところはちゃんと示していく必要があるんじゃないかというふうに思います。水需要が減っていくのになぜ導水する必要があるのか。これは単純に県民の皆さんが思うところです。これについての説明は、名古屋市はちゃんと水予測を出していますが、岐阜県も水需要の予測をちゃんと立てて、必要性、優先度について説明をしていく必要があるんじゃないかと思えます。再度伺います。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 二点の御質問をいただきました。

改めて県財政についてお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど来申し上げているように、削ることだけが目的ではありませんので、今回、まさに災害への対応だとか物価対策ということであるんな対策を打つ中で、全て国の金だけというわけにいきませんので、県債発行もしております。ただ、その中で、今までどおりのような県債ではなくて、今回は、さきの答弁で申し上げますように、有利な県債というか、後から国から戻ってくるお金が多いものを優先的に使っております。なので、ただ単に同じように県債の発行をしているわけではないということをまず申し上げておきたいと思えます。

あともう一つは、やはり先ほど申し上げましたように、今後いろんな対策が国のほうで取られると思えます。ただ、その中で、対策が取られたから楽になったんで同じことをやったんではまた同じことの繰り返しに

なってしまうので、そういうときこそ、むしろ将来の負担を減らす。特に将来世代にここまで借金を積んでしまった県というのはなかなかないので、それを計画的に、ただ、それを薄く広くやっていくのか、それともそうした機会にある程度合理的な対応を取るのか、それはそのときの知恵が要るかなというふうに思っております。ただ、今現在これだけ災害が増えて、物価高という中で、あえてそのところに大きくお金を使っていくのかというのは、これは一つ判断の問題になろうかというふうに思っております。

いずれにしても、県民サービスを減らさない、この取組というのは本当に重要だというふうに思っておりますので、実際その中、執行の中でも、先般申し上げたように、実際には何億もかかるものが、ねりんピックでは三億の節約ができたとか、いろんな知恵の使い方はあると思います。せんだつての関ヶ原の大関ヶ原祭においても、数千万円規模の事業をやめたとしてもあれだけ大成功だったと。やり方で工夫できる部分、将来に向けて考えていく部分、また国が動いたときに何を対応していくのか、それは今からやはり考えていかなきゃいけないと思っておりますので、御指摘のとおり、やっぱり将来の負担を減らすことも我々にとっても重要な役割だと思っておりますので、その際にはまたそういった御提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、二つ目の導水路でございますけれども、これはまさに先ほど申し上げたように優先順位の問題だと思っております。特に今回、長い時間がたつてもう一度初めから環境レポートもやり直すということになるので、したがって、それをしっかりと踏まえた上で、その緊急度、ただ、先ほど申し上げたように、今回我々がどうか、過去の方々も含めて、この導水路についてその必要性を感じたのは、先ほど御答弁させていただいたように、過去の渇水に対してどう対応するのかというのが中心であります。ただ、通常の水の供給云々という

ことではないし、もちろん人口も減っております。ただ、将来に向けての総合的な水の使い方、そしてまた防災のやり方の中で、この導水路の重要性についても、また引き続き新しい技術でやる中で見えてくるリスクについてもしっかり考えた上で、県として意見を言っていくということで対処していきたいというふうに思っております。

+++++

○副議長（高殿 尚君） しばらく休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

+++++

午後零時五十分再開

○副議長（高殿 尚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。三十二番 加藤大博君。

(三十二番 加藤大博君登壇) (拍手)

〇三十二番 (加藤大博君) 改めまして、こんには。

県政自民クラブ、加藤大博です。よろしくお願いをいたします。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、限られた予算の中での森林整備の推進についてお伺いをいたします。

古くから森林資源は、建築用材、燃料、農業用肥料等として広く利用されてきました。一方で、森林整備の取組は、造林の記録が断片的に残ってはいるものの、体系的なものではなく、多くは川岸や海岸を守るためのものや、建物、街道、村落周辺の防風や美観維持のためのものでした。

しかし、江戸時代を迎える頃から、都市化や人口増に伴う木材需要の増大により森林伐採が進み、資源の枯渇や災害の発生が深刻化しました。このため、幕府や各藩は、森林を保全するための規制を強化するとともに、公益的・多面的機能の回復を目的とした造林を推進しました。また、一部の地域では、造林を伴う本格的な民間林業も発達し、その過程において特に杉・ヒノキの育苗、植栽、保育等の技術開発及び普及が進みました。

明治時代に入ると、近代産業の発展に伴い木材需要が再び増大し、全国各地で森林が荒廃し、災害が多発しました。そうした中、政府は明治三十年(一八九七年)に森林法を制定し、保安林制度の創設等を行うとともに、国有林野・公有林野で荒廃地等への植栽を進めました。さらに、私有林では、木材需要の増大を背景に林業が盛んとなり、木材の再生産を目的とした植栽が広がりました。

戦中・戦後には、軍需・復興需要により大量の木材が必要とされ、森林は大量に伐採され、大きく荒廃をいたしました。その結果、昭和二十年・三十年代には、各地で台風等による大規模な災害の発生につながりました。

このため政府は、昭和二十一年（一九四六年）からは、荒廢地等への積極的な植栽等を造林補助事業や治山事業等の公共事業として推進しました。

また、昭和二十五年（一九五〇年）には、国民的な国土緑化運動として、全国植樹祭や緑の羽根募金が開始され、昭和二十六年（一九五一年）の森林法改正により、森林計画制度と民有林伐採許可制度が導入され、昭和三十一年（一九五六）年度には伐採された人工林の跡地のうち再植林が完了しておらず、再生のめどが立っていないかった造林未済地への植林が完了しました。

このように、日本の森林は社会の需要に應えるため、過剰な伐採による荒廢と政府等による規制と官民一体で取り組んできた植栽、保育、間伐等の森林整備により回復・再生を繰り返してきました。現在も森林荒廢による公益的・多面的機能の低下が指摘され、対策が急がれるところですが、今日の森林荒廢の要因は過去とは大きく違います。

昭和四十年代、高度経済成長の下で木材需要は引き続き拡大を続けていましたが、それまでと大きく違ったのは、育林コストや伐採・搬出コストが圧倒的に安い外材丸太の輸入が自由化されたことにより、国産材需要が減少したことと、そこに山村の過疎化や高齢化等も相まって森林整備への取組が低迷したことにより、それまでに植栽等が行われてきた森林の適正な管理がなされなくなったことです。その結果、山に木材があるにもかかわらず、森林の荒廢が進む要因となりました。

こうした現在の森林の状況を指して、植え過ぎの切らなさ過ぎとやゆるする向きがあります。しかし、植栽を行ってから主要な資金回収となる主伐に至るまで、少なくとも五十年近い時間を要する林業において、その間の社会や経済の変化を正確に予測することは極めて困難であり、その時々々の課題に真摯に向き合ってきた先人

や現在の関係者に対し、こうした評価を一面的に押しつけるのは適切ではありません。そもそも、どの産業であつても、五年、十年先の見通しでさえ容易ではありません。

社会需要に応え、荒廃した森林を再生するために様々な法整備や規制がなされ、同時に植栽などが行われ、長期間にわたる森林整備の成果として、現在の森林は多くの課題を抱えつつも、一定の公益的・多面的機能を果たしてきたと考えます。しかし、本来その機能が最大限に發揮されるであろう時期に、林業の低迷によりその機会を十分に生かせていないことは非常に残念だとも感じます。

適切な森林整備とは、数十年という単位で継続的に行われることによって初めてその成果を享受できるものです。

岐阜県では、現在、第四期森林づくり基本計画に基づき、主伐後の再造林、間伐、路網整備等を一体的に進めることで、森林の公益的・多面的機能の維持・強化と循環型の林業経営の確立を目指していると承知しています。とりわけ、皆伐に続く確実な再造林と適宜適切な間伐の着実な実施は、土砂災害の未然防止や生物多様性の保全、炭素貯蔵量の増大、将来の木材供給力の確保に直結する最重要の施策であります。

しかしながら、令和六年度の森林づくり基本計画実施状況報告書によると、人工造林面積は目標六百ヘクタールに対し、実績は二百八十三ヘクタール、間伐実施面積は目標九千六百ヘクタールに対し、実績は五千二百四十一ヘクタールと、いずれも目標面積に達していない状況です。現場の努力にもかかわらず計画達成が難航している事実を、まず率直に受け止めなければなりません。

県は、これまで施業地の集約化や団地化、高性能林業機械の導入支援、人材育成、路網整備の計画的な推進、県産材の需要拡大など、様々な取組を重ねてきました。その貢献は高く評価するものです。しかし、森林技術

者の減少や民有林所有者の森林への関心の低下、境界未確定や所有者不明などの課題が複合し、整備の遅れが目標未達の主因となっている現実は、なお改善の余地が大きいと言わざるを得ません。

県内の森林の状況にも地域差があります。郡上地域の成長のよい杉人工林では、皆伐後の再造林が比較的進んでいる一方、東濃・可茂地域のヒノキ人工林は成長が緩慢で、依然として間伐を重ねて林分の質を高める段階にあります。こうした地域特性に応じた施策の柔軟な展開が求められています。

一方、伐採木材の販売収入だけでは再造林や間伐費用を十分に賄えず、林地残材の処理や林道の維持補修、安全対策等の付随コストもかさむため、引き続き公的支援の継続と強化が不可欠であります。現場からは、単価の上振れ分を吸収できない、作業員の確保が難しい、路網が脆弱で採算が合いにくいといった切実な声が寄せられています。

さらに、物価高騰の影響は深刻です。森林整備を実施する人員の単価に採用されている普通作業員と特殊作業員の労務単価を見ますと、令和三年度、二万三百円と二万二千八百円であったのに対し、令和七年度は二万四千八百円と二万八千円となっており、どちらも五年間で二二％上昇しています。また、県の調査によると、県内林業事業体においては、直近三年間に一〇％程度の賃上げが行われているとのこと。作業員の賃金が増えることはよいことですが、燃料、輸送費の高止まりや安全整備の高度化に伴う資材費の増加も重なって、コスト増が続いています。

国が民有林に対して補助する森林整備事業の中で、最も予算額の大きい森林環境保全直接支援事業の近年の当初予算額を見ますと、令和三年度の二百三十八億一千万円に対し、令和七年度は二百三十二億六千六百万円となるなど、二百四十億円前後を推移しており、予算額は上昇傾向にはありません。結果として、同じ仕事量

を同じ品質で確保すること自体が困難になっています。国の森林整備予算が限られる中、物価高に伴い労務単価や資材価格が上昇し、同じ予算額では整備できる面積が減少するといった課題があります。

加えて、林野庁の森林整備の補助金には、森林環境保全直接支援事業のほかに非公共事業があります。この非公共事業は、国費の定額補助で、県費の持ち出しが要らないという県にとってメリットがあるものの、事業体は実行経費を積み上げる必要があります、事務の煩雑さなどから活用が進んでいません。これは、林業事業体の多くが小規模で、補助金申請事務を行う職員も多くないことが背景にあります。

繰り返しになりますが、これら再造林や間伐の森林整備にかかる費用は、伐採した木材の販売収入では賅えないため、今後も引き続き林業事業体が森林整備を担えるよう支援が必要と考えます。その上で、森林の持つ公益的・多面的機能を守り、国土保全・環境政策を前に進めるためには、森林整備を担う林業事業体の協力が不可欠であることは明白です。

そこで、岐阜県として、物価高によりあらゆる事業費が上昇する中、限られた予算でどのように森林整備を推進していくのか、林政部長にお尋ねいたします。

現場の課題に応える答弁を期待し、質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長(高殿 尚君) 林政部長 久松一男君。

〔林政部長 久松一男君登壇〕

○林政部長(久松一男君) 限られた予算の中での森林整備の推進についてお答えをいたします。

林業事業体が行う地域の実情に応じた森林整備を支援する県予算は、約六割に国費を充当しており、森林整

備に係る国予算の伸びが物価高を下回る状況は、事業量の縮小につながります。こうした中、今後の森づくりを進めるには、徹底したコストの削減と国予算のさらなる活用が必要です。

まずコストの削減については、植栽密度の低減やドローンによる苗木運搬などにより、生産コストを現在の六割程度にする実証事業を九か所で進めております。さらに、燃料材の生産を目的に、早く成長する早生樹の植栽や保育作業の省略などにより、生産コストを三割程度にするエネルギーの森づくりを進めており、こうした新たな手法による森づくりを森林所有者に提案し、普及してまいります。

また、国予算については、これまで活用している林野庁予算に加え、新たに制度化された内閣府予算など、さらなる活用に取り組みます。

さらに、各省庁の予算を林業事業体が最大限活用できるよう、補助金の申請事務を軽減するソフトの導入や、林業普及指導員による伴走支援を進めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 十三番 伊藤英生君。

〔十三番 伊藤英生君登壇〕（拍手）

○十三番（伊藤英生君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、三項目について質問させていただきます。

それでは最初に、熊被害対策における県境を越えた連携と個体数調査の進め方についてお聞きいたします。近年、全国のあちこちでツキノワグマによる人へのけがや農作物への被害が続き、統計を取り始めてからこれまででない多さだと言われております。山の中だけでなく、通学路や住宅地の近くでも熊の目撃や被害がニュースになり、子供を含む多くの人が、いっどこで出てくるのか分からないという不安を抱えながら暮らさ

るを得ない状況です。

岐阜県内でも、飛驒・東濃・西濃など山あいの地域を中心に、人の暮らしの場のすぐ近くで熊が目撃されるケースが増え、学校や自治会が登下校の見守りや注意喚起に追われています。本県はこれまで、山の麓と人の暮らしの場の境目をはっきりさせる取組、電気柵の設置、ごみの出し方の工夫、住民への注意喚起などを進めるとともに、一つの例として、ドローンを使った追い払いの試験的な取組など、新しい方法にも挑戦してこられました。現場の実情に向き合い、工夫を重ねてこられた点は高く評価したいと思います。

こうした中で、白山から奥美濃一帯にかけては、比較的早い段階から県境を越えた熊対策の方向性が示されています。環境省と富山・石川・福井・岐阜・滋賀の五県は、平成二十一年に白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護管理指針をまとめました。この中では、一つ、白山から奥美濃にかけて行き来している熊のグループを長い目で見て維持していくこと。そして二つ目が、人へのけがや農林業への被害をできる限り減らすこと。三つ目が、ドングリの不作などで熊が一度に人里近くに出てこないようにし、できるだけ山の奥で暮らすこともらうこと。そして四つ目が、熊対策に携わる人材を育て、五県で知識や方法を分かち合うことなどを共通の目標として掲げ、関係五県と環境省が話し合う広域協議会の場も位置づけられております。

その後、熊の数や住む場所がさらに広がっている状況を受けて、国全体としての動きも強まっています。都道府県が力を合わせ、同じ山並みの中の熊を一つのグループとして管理していく考え方が示され、熊を特に注意して数を管理しなければならない動物として位置づけたのも、その流れの一つです。

さらに、令和七年十一月十四日に開かれたクマ被害対策等に関する関係閣僚会議では、クマ被害対策パッケージが決定されました。この中で、増え過ぎた熊の数を適切に減らし、きちんと管理していくことや、人の生

活する地域から熊をできるだけ遠ざけることを目指して、国の熊対策の指針、いわゆるガイドラインを見直す方針が示されており、今後の動きを注視していく必要があります。

もちろん、熊は当然ながら県境を理解して動いているわけではありません。一つの県が追い払いに成功しても、逃げた先の隣の県で人へのけがや農作物の被害が起きてしまつては、川の流れや山並み全体で見たとときに、命と暮らしを守つたことにはなりません。

岐阜県は、白山・奥美濃の熊のグループの中心となる山地を抱え、長野・富山・福井・滋賀・三重など幾つもの県と県境を接する、まさに県境を越えた熊のすみかの要の位置にあります。だからこそ、本県の取組を一つの県の中だけで完結させるのではなく、こうした白山・奥美濃地域での考え方と国の新たな方針の両方を踏まえ、実際に役に立つ形で周りの県との連携をどう進めていくのが問われていると考えます。

白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護管理指針は、今申し上げたように平成二十一年にまとめられ、その中で関係五県と環境省が話し合う広域協議会の場も位置づけられています。実際には協議会が開かれていない年度もあったと聞いておりますが、これまでに広域協議会が何回ほど開かれ、どのような内容が話し合われてきたのか。また、熊の分布状況の整理や被害防止の考え方など、どのような点で共通理解が進み、本県の熊対策にどのように生かされてきたのかといった、これまでの活動実績とその成果について把握されている範囲で結構ですので、お示しいただきたいと思ひます。

あわせて、国の補助金を活用して、いわゆる熊の数を調べる調査（個体数調査）が本巣市で今年度行われていると承知しております。一方で、県独自の取組として、飛驒市でも熊の数を調べる調査が進められております。こうした調査に関し、本巣市での国の補助金を使った調査と、飛驒市で県が行っている調査は、方法や考

え方の面でそろえ、結果を一体的に生かしていく必要があると考えます。

さらに、これら山あいの調査に加えて、熊の出没が増えている平野部に近い山林など麓の山についても、熊の数やすみかを把握していく必要があると考えますが、県全体としてどの地域でどのような調査を行い、最終的に岐阜県の中にはどれぐらいの熊がいて、どこに多くいるのかという全体像をいかにつかんでいくのが重要であると考えます。

そこで、環境エネルギー生活部長にお尋ねいたします。さきに述べた白山・奥美濃地域における取組の実績及び成果について、また県全体として熊の数を把握する調査の進め方についてお聞かせください。

続きまして、海外との友好交流の今後についてお聞かせいたします。

本テーマに関連し、さきの九月定例会において、県政自民クラブの伊藤秀光議員が国際交流に関して質問した際、知事はこれまで三十以上の国・地域と交流を深めてきたこと。市町村や教育機関、交流団体など県内百四十団体が四十以上の国や地域と草の根の交流を行っていること。そして、こうした取組は県民の国際理解を深め、外国の方々に敬意とおもてなしの心を持って接する土台づくりに役立っていると評価した上で、歓迎行事の経路を紹介し、国際交流の重要性を改めて認識したと答弁されました。

一方で知事は、市町村や関係団体が特性や強みを生かしたより深く幅広い交流を実現できるよう後押しすると述べられましたが、県として今後どのような考え方で友好都市交流を進めていくのか、方針の骨格はまだ見えにくいとの印象も残りました。

そこで、以下、具体的に伺います。

私は、日本の自治体と外国の自治体との友好都市交流は、地方が担い得る地域の外交だと考えます。条約を

結ぶことや国家間の問題を調整することは、国の役割です。しかし、日々の暮らしに近いところで人と人が行き来し、互いを理解し合う交流は、地方自治体だからこそ丁寧に積み上げられる分野です。国同士の関係が揺れる局面でも、地域レベルで対話の窓を保ち続けることには、長い目で見て大きな意味があると考えます。

国際交流は決して特別なことではありません。海外旅行や留学で外国を訪れ、現地の方々と接する中で、日本との違いに気づき、新しい発見を得る。あるいは、県内で外国からの観光客や働く方々と接し、岐阜のよさを知ってもらう。こうした身近な体験の積み重ねが、国際交流の出発点だと思います。

その具体例として、可児市の取組を紹介します。

可児市では、豪州・レッドランド市と教育および文化における相互協力の協定を結び、中高生を派遣する事業を続けています。若い世代が海外で生活し、言葉も習慣も違う環境に身を置くことで、変化や困難に直面しても自分の考えを持ち、想像力を働かせて挑戦する力が育まれます。また、相手に自分のまちや文化を伝えようとする過程で、ふるさと可児市を学び直し、郷土への誇りや愛着を深め、将来、地域や社会に貢献できる人材の育成にもつながります。友好都市交流が市民、とりわけ若い世代の成長に直接結びついている好例だと考えます。

行政が行う友好都市交流のメリットは、大きく三つあります。

第一に、先進地の施策や海外の知恵を学べることです。LRITの検討でフランス・ストラスブールや台湾の事例を調査されたことは、その代表例だと承知しています。

第二に、若い世代が異なる文化に触れ、視野を広げる機会になることです。海外派遣や研修が続けられているのは、その教育的価値が高いからだと思えます。

第三に、経済面での広がりにつながり得ることです。企業や個人がゼロから海外との関係づくりを始めるのは容易ではありませんが、自治体間の基本的な信頼関係があれば、その上に企業・学校・市民の交流が乗りやすくなり、新しい挑戦の後押しになります。

このように、外国自治体との友好都市交流は、地方自治体にとって将来への投資だと私は考えます。効果がすぐ目に見えにくい面はありますが、数年先を見据えて地域の力を高めていくために欠かせない取組です。

さて、本県が海外の自治体と締結してきた主な交流協定を上げれば、一九八八年からの中国、江西省。二〇〇六年からのモロッコ・ウジュダ・アンガツド府。二〇一三年からのドイツ・バーデン＝ヴュルテンベルク州。二〇一四年からのフランス・オ＝ラン県（現在のアルザス欧州自治体）。二〇一五年からのベトナム・ゲアン省。二〇一六年からのベトナム・トゥアティエン・フエ省（現在のフエ市）。そして二〇一八年からのモロッコ・マラケシュ＝サファイ州。二〇二三年からのポーランド・シロンスク県。二〇二四年からのウズベキスタン・サマルカンド州。ちよつとここをかまわずに読むのが今回のテーマでしたけれども、など多彩な枠組みが築かれており、それぞれ文化・青少年・産業など幅広い分野で交流が続き、現在の学校や団体にも実務のつながりが育ってきた友好都市もあります。

一方で、交流は始めること以上に続けることが難しい取組です。オンラインでのやり取りが普及したとはいえ、友好都市として関係を保つには、節目ごとに直接訪問し、顔の見える関係を確かめ合うことが望まれます。そのためには、窓口となる職員体制、渡航や受入れに必要な予算、言葉への対応、そして関係者の意欲を保つ工夫が欠かせません。私は、交流の継続には、人・予算・言葉・意欲が要ると考えます。

以上を踏まえ、知事にお尋ねいたします。これまでの交流を深めてきた国と地域の関係の在り方や、新たな

国・地域との交流の構築など、海外との友好交流について、今後どのような方針で展開していくのか、県の考え方を伺いいたします。

最後に、入院・施設入所中の有権者の投票機会確保のための取組についてお聞きいたします。

令和七年七月の参議院議員通常選挙において、本県の投票率は五九・〇一％と、前回令和四年五三・五九％から五・四二ポイント上昇したところでございます。また、県選挙管理委員会が実施した年齢別投票者調査によれば、十八歳・十九歳の投票率も前を上回っており、ちなみに十八歳・十九歳の投票率は今回が四七・九二％、前回は四一・六四％で、六・二八ポイントアップしておりますが、若い世代の投票参加が着実に前進していることがうかがえます。こうした動きは、若者が政治や選挙に主体的に関心を寄せ始めている兆しとして、大変心強いものと受け止めております。

一方で、がんや難病などにより長期の入院や療養を余儀なくされている若年層も少なくありません。十八歳で選挙権を得て、さあ投票に行こうと思つた矢先に入院となり、病院のベッドの上にいるというだけで投票を諦めざるを得ない状況があるとすれば、それはせっかく高まつてきた若者の政治参加の機運に冷や水を浴びせることになりかねません。高齢者や障がいのある方とはもとより、入院・施設入所中の若い世代も含め、希望すれば等しく一票を行使できる環境を整えることが、今求められているさらなる投票機会の確保だと考えます。

現在、病院や介護老人福祉施設・介護老人保健施設等の高齢者入所施設が不在者投票施設に指定されている場合には、施設内で投票できる仕組みが用意されていますが、県選挙管理委員会によりますと、県内で現在三百五十七施設が指定され、直近の参議院議員通常選挙では二百六十五施設で不在者投票が実施され、三千九百二十一人の方が利用されたということです。制度として用意はされているにもかかわらず、現場ではそもそ

も制度の存在を患者・入所者や家族が知らないことや、施設職員が手続の複雑さから十分に対応し切れていないこと、さらには医療・介護現場そのものが慢性的な人手不足であり、選挙事務にまで人員を割きにくいことなどから、制度はあるが届いていないギャップが生じているのではないかと感じております。

指定病院における不在者投票の仕組みを、患者・入所者、とりわけ若い世代やその家族、そして病院・高齢者入所施設の職員に対して、どのように周知し、実際に投票行動につなげていくのが重要です。

そこで、選挙管理委員会委員長にお尋ねいたします。例えば医療・介護・福祉の現場の負担を軽減するため、制度の概要や手続の流れ、本人の意思確認のポイント、してはならない誘導行為などを分かりやすく整理した標準的なマニュアルや研修用資料を整備し、長期入院患者や入所者が多い中核的な施設への不在者投票施設指定の促進や、不在者投票実施時の人的支援・事務負担軽減策について実施するなどの方法もあるかと思いますが、県選挙管理委員会ではどのように取り組まれているのでしょうか。

また、今後こうした制度がさらに活用されるようにするためにどのように取り組んでいくのか、県選挙管理委員会としての御所見をお伺いいたします。

以上で、今回の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(高殿 尚君) 知事 江崎禎英君。

(知事 江崎禎英君登壇)

○知事(江崎禎英君) 私には、海外との友好交流の今後についてお尋ねをいただきました。

議員御指摘のように、国際交流は、青少年の育成、地域に対する誇りの醸成、将来的な地域ファン獲得など、

数字だけでは測ることのできない重要な取組であるとの認識の下、本県の持つ魅力を最大限に活用しながら、これまでに三十以上の国・地域と交流を育んでまいりました。

特に、今年は大阪・関西万博の年であり、開催期間中は私自身を含め県幹部が米国、ハンガリー、ポーランド、リトアニア、中国など各国のパビリオンを訪問し、交流を深めたところでございます。また、万博の国際交流プログラムとして、都道府県では最多となる八か国と多種多様な事業を実施しております。

例えば、五月にはポーランド・シロンスク県が大阪市内で経済会議を開催し、岐阜県内の医療機関・IT企業が参加してプレゼンテーションを行ったところ、翌日にシロンスク県の医療関係者が急遽、本県の医療機関を視察されるなど、有意義な会議となったところでございます。

また、八月から九月にかけては、「リトアニアNOW」を開催し、過去最多の四十名で構成されるフォークダンスグループによる公演をはじめ、物産展やリトアニア料理のフェア、文化教室など多彩な催しで両国の文化交流が図られました。

さらに、十月には世界三大古戦場サミットを開催し、ベルギー、アメリカ両国の関係者とともに、古戦場の魅力や平和の尊さについて発信したほか、地元小・中学生による伝統芸能の披露や意見交換など、幅広い世代で国際理解を深める取組が行われました。

お尋ねの国際交流に関する今後の方針でございますけれども、既に交流関係にある国・地域に対しては、これまで地道に築き上げてきた関係を大切にしながら、新たな分野への交流拡大や深化を図ってまいります。

例えば、これまで多層的な交流を続けてまいりましたリトアニアとは、同国において盛んに行われている武

道や先進的に取り組まれているライフサイエンスといった分野など、本県の取組との親和性を踏まえながら、関係団体と共にその可能性を探ってまいります。ありがたいことに、現在、リトアニアでは、今、岐阜県が取り組んでおります健康長寿に関する講演を私が行うという準備を進めていただいているようでございます。

次に、新たな国・地域との交流については、歴史的なえにしや文化の親和性だけでなく、本県の産業の発展や県民の国際理解の促進などに有益な国・地域を見極め、交流を進めていくことが重要であると考えます。例えば森林資源をエネルギーや産業、教育などの分野で有効に活用しているなど、本県と補完し合える国・地域に対し、戦略的にアプローチしてまいります。

いづれにしましても、日々変わり行く国際情勢を十分注視しながら、成果の伴う国際交流に取り組んでまいります。

○副議長（高殿 尚君） 環境エネルギー生活部長 平野昌彦君。

〔環境エネルギー生活部長 平野昌彦君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（平野昌彦君） 熊被害対策における県境を越えた連携と個体数調査の進め方についてお答えいたします。

白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会では、各県の生息数や捕獲数、被害状況、各県がそれぞれ策定しているツキノワグマ管理計画の内容などについて、毎年度情報交換を行ってまいりました。そうした情報交換を重ねる中で、ツキノワグマの個体数管理のためには、白山・奥美濃個体群全体で生息数を把握することが必要であるとの結論に至りました。そのため、今年度から各県共通の手法として、人の生活圏付近にある森林にカメラを二十五台ずつ設置し、ツキノワグマの撮影頻度や個体識別により生息数を推定する調査を実施してお

り、令和八年度までに完了する予定でございます。

加えまして、県内各地域の生息数を精緻に把握するため、本県独自で協議会と同一の手法による調査を追加で実施するとともに、センサーカメラを県内各地域に百台設置し、撮影頻度により分布と密度を推定する調査も併せて実施しております。

これらの調査を通じて、県内におけるツキノワグマの個体数管理につなげてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 選挙管理委員会委員長 竹内治彦君。

〔選挙管理委員会委員長 竹内治彦君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（竹内治彦君） 入院・入所中であり、投票に行くことが困難な方の投票機会を確保することは極めて大切なことです。そのため、県・市町村の選挙管理委員会では、指定された施設において不在者投票ができることや制度の仕組みなどをホームページで案内して、制度の利用を促進しています。

一方で、不在者投票の実施に対する施設の負担感もあることから、投票が行われる施設には、これまで具体的な手続を詳細に記載したマニュアルやDVDを配布するなど、負担軽減に努めております。加えて、不在者投票の実施の際に、投票立会人を施設の外部の方に依頼する経費などについて、県選挙管理委員会が支援しているところでございます。

こうした負担軽減の取組をより広く周知していくことが必要であり、今後は、新たに医療・介護等の団体を通じた広報、並びに健康福祉部と連携して事業者向け説明会で周知を行うことにより、未指定の施設に制度の利用を働きかけてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 十七番 平野祐也君。

〔十七番 平野祐也君登壇〕（拍手）

○十七番（平野祐也君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、本日は大きく四点質問をしたいと思います。

まず大きく一点目、岐阜県における投資促進分野についてお伺いをいたします。

憲政史上初となる女性総理である高市総理が就任されてから二か月余りが経過をしております。今回、史上初の女性総理というだけではなく、その特徴は経済政策にも表れてきています。その政策とはサナエノミクスと呼ばれており、その根幹は責任ある積極財政の推進であります。

国としては、これまで大きな方針であるプライマリーバランスの黒字化を取下げし、新たに純債務残高GDP比という考え方を採用いたしました。これまでのように、歳入と歳出のバランスで財政規律を図るのではなく、資産と負債のバランスによつて純債務GDP比という考え方で、積極財政により日本経済を立て直す考え方に大きくかじを切りました。

高市総理の所信表明演説や、現在、自民党から提出された総合経済対策に向けた提言において柱となるのが、生活の安全保障と物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力・外交力の強化であります。この成長投資、防衛力の強化が岐阜県にとつても大きな可能性を秘めていると考えます。重点項目として何度も出てくるのが防衛産業、航空・宇宙、フュージョンエネルギーであります。

皆様、議場配付資料のこの赤枠を御覧ください。（資料を示す）

こちら、国が掲げる成長投資分野、十七分野記載されてありますが、この中の防衛産業、航空・宇宙については、既に企業数も技術力も岐阜県が日本随一の拠点となっている分野であります。このいわゆる航空宇宙産

業は、民間の仕事である民需、そして防衛省関連の仕事である防需の二本柱で経営を行っております。

しかし、この防衛産業（防需）については、民間よりも納期が限られていること、発注むらがあるにもかかわらずラインをしつかりと保持しないといけないこと、専用の人繰りも必要であることから、実はこの過去五年を振り返ると、防衛産業を担う企業は日本全国で見ても撤退する企業が増えてきております。

防衛産業と聞くと聞き慣れない方も多いかもかもしれませんが、この航空宇宙産業の企業にとっては、例えば民間の飛行機を造る技術も、防衛省の飛行機を造る技術も共有が可能であり、こうした技術はデュアルユース（両方使える技術）と言われております。しかし、こうした航空宇宙産業の中でも、中には防衛に特化した企業や技術も多く、過去の岐阜県の産業振興においては、この防衛産業を切り出して支援するような施策は行ってきておりませんでした。

これまで日本の防衛産業は大企業を中心に千五百社に及ぶ技術を持った中小企業が中心となつて製造をしてまいりました。近年の防衛予算増額や今後の成長投資の実施によつて仕事は増えるかもしれませんが、現状でも生産ラインが足りず、人員の余裕もなく、新たな仕事は受けられないというような声が現場から聞こえてきております。

防衛産業は、歴史的に見てもこの岐阜県の航空宇宙産業の礎となつており、かつ経済安全保障の観点から日本にとつてなくてはならない分野であります。地域や地方自治体から産業への理解が広く共有されているかといえば、そうではありません。防衛産業に携わる企業からしても、国家機密に関わる分野であるため、当然工場見学もできなければ、広く表に出てPRする機会も限られております。現在、国として防衛産業に力を入れていく中で、自治体単位でもしつかりと後押しする体制づくりが必要と考えます。

また、フュージョンエネルギーについては、世界各地で将来の新エネルギーを担うスタートアップが注目を集めております。昨日、小川県議からも質問がありました。こうした研究を過去から担ってきたのが、岐阜県土岐市にある核融合科学研究所であります。こちらは世界屈指の実験施設であるにもかかわらず、岐阜県としてのフュージョンエネルギー産業を積極的に後押しするような施策は表に出てきていないのが現状であります。

また、スタートアップについても、この核融合科学研究所発のスタートアップが、一社は岐阜県で創業しておりますが、こちらのスタートアップはフュージョンエネルギー技術を活用したウイルス不活性フィルターの開発を進める企業であります。そういった意味では、ぜひとも岐阜県で創業する企業を増やせるように、また全国のフュージョンエネルギー分野のスタートアップの課題やニーズを酌み取り、実証施設や発電施設の誘致を検討すべきだと考えます。

宇宙に関しては、GIFUスペースビジネス協議会といった既に県として力を入れて取り組んできているため、今後、国の成長投資を受けてさらなる飛躍も期待できると考えます。

岐阜県として成長投資分野にしっかりと力を入れなければ、他県へ流出し、結果として岐阜県産業の競争力も低下し、人と物、そしてお金も出ていってしまうのではないかと懸念を持っております。

そこで、知事にお伺いします。国が責任ある積極財政を掲げる中、岐阜県はどちらかというところ緊縮財政の議論しか聞こえてこず、将来の成長投資まで削減してしまわないかを危惧し、知事が掲げた安心とワクワクではなく、未来への不安とどきどきを抱えております。岐阜県として国が抱える成長投資分野を多数抱えている中で、来年度に向けて、防衛産業、航空・宇宙、フュージョンエネルギーといった分野を含め、どの分野に成長

投資をしていくのか、岐阜県としての姿勢をお伺いします。

続きまして、県有財産の売却や今後の活用方針についてお伺いします。

知事からは、本日午前中も含めて、県財政について不安な言葉がよく聞かれます。この財政が厳しい状況であることは、全国の都道府県、市町村を含めて、どの自治体でも共有できる事項であると思いますが、その中は千差万別であると考えます。

先日、お隣のどうか近い静岡県が財政緊急事態宣言を行いました。確かに静岡県を見てみると、岐阜県と比較しても状況は悪く、知事の給料削減なども含めて抜本的なコスト削減を行おうとしております。

私の認識では、現在の岐阜県の財政状況については、過去の岐阜県の状況や静岡県と比較すれば状況はよいと認識しております。

一方で、将来負担比率や公債費比率の上昇による財政の硬直化や税収の今後の動向によって、今後の財政状況に不安があるという点については私も一致しており、県としてやれることをやっていくことが重要だと考えます。

過去、平成二十二年に策定した県の行財政改革アクションプランにおいては、その一、歳出削減対策、その二、人件費の削減、その三、歳入確保対策という三本柱で行いました。この現在の岐阜県において、財政の状況的にも、その二の人件費の削減、この昨今の物価高の情勢も踏まえても、県職員の給与を削減するような状況ではないと考えます。

知事が、それにもかかわらず、これだけ財政に対する懸念のメッセージを打ち出すのであれば、当然、歳出削減や歳入確保の対策強化は必須であると考えます。歳入確保の面においては、税収の増加は楽観的に見積も

ることはできませんし、企業ではないので、何か急に大ヒット商品が出てくるような状況でもありません。

一方で、県が保有する財産、県有財産を眺めてみると、県の公有財産台帳上の土地・建物の評価額は総額約二千八百八十八億円あります。そうした中では、まず歳入確保という観点で県有財産の再整理が必要だと考えます。そうした中で、現在、県として使用している行政財産という土地・建物ではなく、普通財産として、現在、行政目的で使用していない土地・建物については約二百六十三億円あります。こちらは現在行政目的で使用していない土地・建物です。

この普通財産についてその中身を見てみると、イベントのときだけ駐車場として使うですとか、消防訓練の会場などとして活用している土地、過去に民間事業者が使用する予定であったものの頓挫して県に寄附された土地など、その経緯は個別に異なっています。こうした土地や建物は、県庁内の各部署で管理をしており、売却する場合には、総務部の管財課において一般公告で売却する形を取っております。

さらに、今後、築六十五年をめどとして県有施設の建て替えが迫ってきております。

お手元に配付の令和六年七月に開催された県土強靱化インフラ整備対策特別委員会資料を御覧ください。  
(資料を示す)

こちらの表において、築六十五年を迎える県有施設の年表が記載をされております。特に、この中で大きな部分を占めるのが県立高校の建て替えであります。この県立高校の建て替えとなると、県財政の影響も非常に大きく、これだけ予算削減を掲げるのであれば、まず県立高校をどうするのか、今後の在り方を検討し、建て替えをするのかどうかを明確にするのが一番の財政改善策であり、歳入増加策であるとも考えます。

また、知事は就任後、複数の県有施設についてサウンディング型市場調査を行うとしており、直近では飛

驛・世界生活文化センターについても実施することになっております。こうした県有施設個別の対応ではなく、まず現在保有している土地・建物を含めて県有施設全てについて、今後どうするのか、全体像を打ち出すべきであると考えます。

そこで、知事にお伺いします。財政再建に向けて、基本となる歳入確保対策としての土地・建物の売却についてお考えをお伺いします。

また、令和六年に委員会資料として提出された築六十五年を迎える県有施設について、築六十五年で建て替える前提なのか、お伺いします。

さらに、県有施設の今後の活用方針について、県立高校の統廃合も含めて取り組む必要があると考えますが、どのように進める方針でしょうか。

続きまして、大きく二点目、県職員の働いてもらい方改革の現状についてお伺いします。

江崎知事の就任前から掲げてきた大きな目玉政策として働いてもらい方改革があります。その狙いや背景について県ホームページには、働いてもらい方改革とは、特に従業員が働きやすい業務や時間帯に働いてもらうことで、最も生産性が高くなることに着目し、従業員の目線で柔軟に雇用方法を整え、労働効率を向上させるなど、従業員目線に立った企業側の意識改革を狙いとしているとあります。

そうした中で、この岐阜県屈指の大企業と言っても過言ではないこの岐阜県庁において、この働いてもらい方改革がどの程度進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

特に民間企業からも、知事が優良事例としてよく提示される一時間から三時間の超短時間勤務の従業員の採用や給与、社員教育から仕事の引継ぎまで、多くの導入へのハードルがある中で、県庁ではどのように行って

いるのかという質問の声もありました。私が接したことのある県庁職員さんに関しては、こうした超短時間勤務の職員さんに会ったことはありません。民間企業に求めるからには、「まずは隗より始めよ」で、県庁職員の職場の魅力向上や他県との差別化によって採用力の強化につながることが必要だと考えます。

近年、自治体職員の採用は教員や警察も含めて厳しい時代を迎えております。やりがいはもちろん伝わっているとしますが、働き方や給与面で民間企業に負けている側面も大きいです。十一月二十一日付の岐阜新聞によりまずと、江崎知事の県政運営の評価に関する県職員アンケートの結果は、県政運営全般を「評価する」と回答した層は四七・四五%でした。

組合は、江崎知事の在任期間が短いとして選択項目に「判断できない」という項目を加えたため、単純比較はできないものの、古田前知事の在任二十年間の県政運営の評価を尋ねたアンケートと比較すると、組合員五一・九七%、管理職五五・八%が「評価する」と回答しており、いずれも低くなりました。ただ、組合側は今回「判断できない」と回答した人を差し引いた形で、評価層などについての割合を出して公表しているのとです。

実際に、この組合員向けのアンケート結果をさらに見てみますと、知事に期待することのトップツウが、職員のモチベーション向上と働き方改革の実現であります。管理職向けのアンケートによると、モチベーションが高くない理由のトップが職員数の不足であります。現在、出先機関の職員さんからは、草刈り一つを取ってしても予算削減で委託料が払えないため、職員でペアを組んで連日草刈りに行っているといった声も聞きます。仮に、こうした職員の業務の一部や季節性業務、書類のチェック業務など、超短時間勤務職員を活用することができれば、職員数の問題やモチベーションの低下も防ぐことができるかもしれません。

一方で、民間企業も同様ですが、多様な働き方を認めることや、新たな業務引継ぎ、新規採用には大きな労力がかかります。働いてもらい方改革とは、当然、導入する側の産みの苦しみを伴う改革であります。県として推進するのであれば、地方公務員法による制約があるとの言い訳はせずに、まず岐阜県庁から進めるべきであり、県庁において導入が難しいのであれば、それは民間企業にも難しいということを認識すべきだと考えます。

そこで、知事にお伺いします。知事就任後、提唱している働いてもらい方改革は、県職員の働き方にも生かすべきであると考えますが、民間企業の取組も参考にしながら改革をされているのでしょうか。また、知事就任後に県職員の働き方はどのように変わったのでしょうか。

この超短時間勤務は「言うは易し、行は難し」の典型であると考えます。ただ、そういった働き方の選択肢を県庁に導入することで、人手不足に悩む県内市町村にも展開できると考えます。まずは県職員、そして教員や県警、そうした分野において率先して改革すべきであると思います。

続きまして、アユルアー釣りの今後の普及拡大についてお伺いをしたいと思います。

まず皆さん、岐阜県のアユを自分で釣って食べたことはありませんでしょうか。恐らく釣って食べたことがあられる方は非常に少数派だと思いますが、このアユというのは清流長良川、この「清流の国ぎふ」を象徴する魚であります。アユは岐阜県を代表する特産品でもあり、全国のコンクールにおいても数々の賞を受賞するなど、岐阜県のアユはブランドとして認識されております。

そうした中で、四年ほど前から全国的に急速に普及しているのが、このアユをルアーで釣るアユルアー釣りであります。アユは本来釣りという釣り方が有名で、おとりアユを泳がせて、アユの習性を利用して追い払

おうとする縄張アユを釣るものです。

一方で、このアユルアー釣りは、その習性を利用し、このルアーというおとりアユに似せたもので同様に誘って、縄張アユを追わせる新しい釣り方であります。既に日本有数のアユ釣りの聖地である岐阜県ですが、現在このアユルアー釣りをやりたいという若い遊漁者が、これまでの常識を覆すほど岐阜県の河川に来訪をしております。

こちら、配付資料の裏面を御覧ください。(資料を示す)

この今年令和七年のアユルアーの解禁情報というところで、ここに岐阜県の漁協が、まずこのアユルアー釣りを認めているかどうかということが載せてありまして、その横の写真で、この私を持っている赤枠で囲んでいるのが、実際のルアーというものでアユを釣った写真です。この下は、私の息子が一緒に行って、子供でも気軽にできる釣りであることを言いたいと思います。

まず、こちら配付資料を御覧いただいて、四年前に、実は県内各漁協の高齢化や経営難の漁協が増えてきたタイミングで、このアユルアー釣りを普及させるべきと提案をし、当時は県内三漁協の限定的なエリアでしか釣ることができない状況でした。それから四年がたち、アユルアー釣りができる河川は、長良川、揖斐川、木曾川を含めて県内十五漁協へと拡大しています。現在、友釣り漁師や地元漁協との大きなトラブルといった話も聞こえてきておらず、漁協にとっては想像を超える遊漁券の増収に驚きが広がっています。

実際に、アユルアー釣りの普及に力を入れている五漁協の遊漁券の販売収入について見てみますと、主に若い方が利用しているアユの電子遊漁券、これはアプリで買えるものなんですけれども、今年十月までの収入と令和六年収入との比較において、日券・年券という遊漁券の種類ですけれども、こちらの購入者数は令和六年

が千五枚だったのに対して、令和七年が千八百七十八枚と一・九倍に増加しております。そして、販売収入額については、令和六年が三・五百万円だったのが、令和七年は七・三百万円と倍増をしております。この電子遊漁券だけでもこれだけの販売枚数の増加と代金の増加をしているのを見ると、今後、知名度や人氣がさらに高まってくると、岐阜県のアウトドア観光の一つの目玉に成長するものと考えます。

過去、起こしたくても何十年も起きなかった若い遊漁者の増加に対して、各漁協の自助努力による漁場整備は当然でありますけれども、これからここで岐阜県として、新しい観光やアクティビティーとして、広報やSNS発信、体験事業や地元業者と連携したアユルアーの開発、初心者向けの道具の充実、河川の駐車場整備への補助など、日本の中でも一大漁場として整備すべきだと考えます。

現在、携帯アプリでいつでも遊漁券を買える仕組みが若い釣り世代に普及してきておりますけれども、県内でもこのアプリを導入している漁協は遊漁券収入の増加につながっておりますけれども、導入していないところは、アユのルアー釣りを解禁していても、その収入が増えていないという実情もあります。そうした成功事例を漁協間でしっかりと共有し、民間事業者とも組んで、岐阜県独自のアユルアー専用の広報体制を築くなど、この観光の原石をしっかりと磨いていくべきだと考えます。

岐阜県の大人も子供も、アユを釣って食べたことがある人は少数派であるのは間違いないと思います。そして、現在ではいろいろな池は大体釣りが禁止という看板が立っていますし、河川も堤防整備によって川に入ると親しむ機会がどんどん減少しています。そうした中で、堂々と大人も子供も釣って食べることで、このアユルアー釣りは、岐阜県民にとっても地元の生態系や河川に親しむ第一歩になると確信しております。

そこで、農政部長にお伺いします。今年にかけてアユルアー釣りは漁協も驚くほどの収益増加に貢献し、友

釣り人口減少による漁協収益の減少に歯止めをかけております。岐阜県として、広報や漁場づくりを含めて釣り人口を増やし、岐阜県にさらにお金が落ちる戦略を立てていく必要があると考えます。来年に向けて、アユルアー釣りについて岐阜県の観光アクティビティーの柱に育てるため、大々的にアユルアー釣りを岐阜県としてPRしていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、高校生の原付バイク通学の要件緩和及び将来的な通学手段の確保についてお伺いします。

先日、安人郡輪之内町の女子高生の親御さんと話をしていたときの話です。その親御さんから、どうして岐阜県は原付バイクで高校に通学することができないでしょうかと質問をされました。そこのおうちの娘さんはどうしても岐阜農林高校に通いたくて、片道二十三キロを毎日往復三時間かけて自転車通学しているそうです。親御さんは共働きであり、送迎ができないそうです。

話は続きまして、その親御さんは鹿児島県の御出身だったのですが、鹿児島県は原付バイクの通学が高校生では一般的だったというような話を聞きました。私自身の高校時代を思い返すと、バイクの通学って一般的ではなかったもので、なぜ岐阜県では違うんだろうと考え、今回の質問に至りました。

そもそも日本では十六歳になれば原付バイクの免許が取得できるのにもかわらず、岐阜県で高校生の原付バイク通学は一般的ではありません。その要因として上げられるのが、過去全国で広がった「三ない運動」にあります。過去に公明党の澄川県議からも三ない運動に代わる交通安全教育について質問がありました。この三ない運動の中身について、バイクの免許を取らせない、買わせない、運転させないというものです。岐阜県については、これに加えて乗せてもらわないを加えた「四ない運動」が行われています。

時代背景としては、一九八〇年代にバイクブームや暴走族の増加に伴ってバイクは危険な乗り物という認識

が広まり、一九八二年全国高等学校PTA連合会（高P連）が、高校生の命を尊重する観点から三ない運動を推進することを決議しました。

しかし、その後、一九九七年高P連大会において、三ない運動は全国決議文から拘束力の弱い宣言文へと扱いが変更され、その後、二〇一二年の高P連大会では三ない運動の宣言文は出されず、三ない運動は事実上の終えんを迎えました。その後、二〇一七年には高P連による全国一律での三ない運動の実施が完全に終了しました。

この三ない運動については、過去から評価が分かれていまして、これにより無免許運転が逆に増えたとか、暴走族の反社会化につながったというような話もあります。そして今、全国の都道府県においてこの三ない運動を維持しているところはむしろ少数派になっておりまして、高校生の免許取得を認める都道府県も多くありません。

その理由の一つとして考えられるのが、少子化による県立高校の統廃合であります。全国的にも、特に山間部や過疎地域を中心に児童・生徒が減少しており、そうした地域の高校が統廃合の対象となります。さらに、地方においては公共交通機関も減少する一方であり、生徒が自力で高校まで通学することができなくなった地域が増えております。

そうした中で、高校生の原付バイク通学が緩和をされておりました。現在、先ほど例に挙げた鹿児島県内の高校では、バイク通学の条件をさらに緩和をする動きが広がっています。例えば、これまで学校から自宅までの距離が十キロ以上離れている場合にだけバイク通学を許可していましたが、現在は五キロ以内に短縮して条件を設定する例もあるとのことなのです。

二〇二四年時点で、鹿児島県内でバイク通学を認める全日制高校は六十八校中五十二校、全体の七五%に当たります。バイク通学は県庁所在地である鹿児島市内にも広がっておりまして、登下校のみならず、部活動に加入する生徒の下校時間が遅くなるという理由でバイク通学を拡大しているとのことです。

岐阜県教育委員会においては、原付バイクによる通学を全面禁止しているというわけではなく、四ない運動は維持していますが、通学が困難な生徒に対しては特例的に原付バイクの通学を認めているとのことです。

私自身、この岐阜県の高P連にも問合せを行いました。そもそもこの三ない運動、岐阜県は四ない運動ですけれども、これについて知っているという保護者世代はもうほとんどなくなっておりまして、高P連のこの運動によって岐阜県の原付バイクの通学や免許取得が制限されているということ認識している世代もほとんどいなくなっています。

そうした中で、岐阜県全域において自力で通学ができないのであれば、進学希望を諦めて近所の別の学校に行くかどうか、バスによる送迎がある私立の学校が選択肢に上がってくるということもあると思います。将来的には、そもそも近くに高校がないエリアについては、子供が小・中学生になるタイミングで都市部に引越すという家庭が増えることも容易に想像ができます。原付バイクによる通学を認めることは、自力で通学する選択肢を増やし、地域に高校生が残る可能性が高まると考えます。

あくまでも家庭状況や高校の立地条件が重要にはなってくると思いますが、全国高P連による三ない運動が廃止されている中、岐阜県が高P連と協力して四ない運動の継続を掲げる理由はないように思います。

こちら、配付資料を御覧ください。(資料を示す)

この最後のところ、こちらは実際に埼玉県において、全国高P連による三ない運動の廃止によって、平成二

十八年の県議会において、埼玉県教育長から交通網や社会情勢が変わったこと、選挙権年齢が十八歳に引き上げられたこと、交通安全教育が必要なこと、関東では埼玉県だけが維持していることで平成三十一年に廃止されております。

今後、県立高校の通学手段を増やすために、原付バイクによる通学も含め、スクールバスや学生寮の設置、そういったことも考えながら、県立高校が今後どのような手段で生徒が通学できるようにするかということを考える必要があると考えます。

そこで、教育長にお伺いいたします。現在も県高等学校PTA連合会が継続している四ない運動に県教育委員会も協力していますが、今後、県立高校の統廃合や山間部における鉄道や公共交通機関の減少に伴い、岐阜県の高校生がどのように通学をするのか検討すべきタイミングだと思えます。

また、全国的には社会情勢の変化や交通事情の変化、成人年齢の引下げに鑑み、生徒の自立を促し、交通安全教育を自ら考えさせるため、三ない運動廃止にかじを切っています。中学生が進路を決めるタイミングで原付バイクによる通学が可能である旨を周知し、十六歳を超えたタイミングで教育を実施した上で、原付バイクでの通学を希望する生徒に対して広く認めていく方針を確立すべきだと考えます。

さらに、スクールバスや学生寮の設置についても併せて検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

(拍 手)

○副議長(高殿 尚君) 知事 江崎禎英君。

(知事 江崎禎英君登壇)

○知事（江崎禎英君） 私には、三点の御質問をいただきました。

まず高市政権が掲げる責任ある積極財政に関連して、岐阜県における投資促進分野についてお答えをいたします。

本県では、県経済の方向性を定めた経済雇用再生戦略におきまして、今後の規模拡大が見込まれる航空宇宙産業・エネルギー産業と景気変動の影響を受けにくい食品産業・ヘルスケア産業を成長分野に位置づけているところでございます。今後も、規模拡大が見込まれる分野並びに景気変動の影響を受けにくい分野に国の予算を最大限活用し、成長投資を行っていきたいと考えております。

この方針に従いまして、国の総合経済対策に盛り込まれた十七の戦略分野のうち、海に関する三分野を除いた十四分野は岐阜県に関連していることから、国の政策と歩調を合わせて、県内企業の成長に向け一層の支援をしてまいります。

例えば防衛装備品を含む航空・宇宙分野では、専門コーディネーター伴走の下、新技術の開発や展示会出展による販路拡大を支援するほか、GIFUSペースビジネス協議会を核に宇宙産業への新規参入や事業拡大を支援しているところでございます。

また、御指摘のありましたフュージョンエネルギーを含むエネルギー分野でございますが、県内ものづくり企業に新たなビジネスチャンスが生まれることを期待しております。しかしながら、フュージョンエネルギーにつきましては、昨日の答弁でも申し上げたように、国家戦略としての重要性は高いものの、実用化に向けては技術的にまだまだ高いハードルがたくさんあります。このため、県としては、研究から派生する技術に関する理解促進のためのセミナーや、オープンイノベーションを促進する交流会など、ビジネスチャンスを探る機

会の提供、ここから始めていきたいと思っております。

なお、エネルギーに関しましては、はるかに実用化に近く、岐阜県に強みがありますバイオコークス、これに力を入れてまいりますし、小水力も視野に入れていきたいと思っております。

他方、急速に技術革新が進み、社会情勢も変化する中で、成長分野自体も刻々と移り変わっていくことから、こうした変化に迅速に対応していくことも重要です。また、今回の総合経済対策のような国の積極的な動きを県の政策にいち早く取り込むとともに、その策定に関与していくことも重要だと思っております。

そのため、成長投資をしていく産業政策の重点分野については、県内に大きな市場を生み出すことは可能か、県内に生産体制を根づかせる素地があるか、生産性が高く従業員に十分な所得が見込めるものか、景気変動に強いかに加えて、ただいま議員から御指摘のありました幾つもの分野への波及・応用が見込める技術かなど、様々な見地から成長投資をしていく分野を分析し、めり張りの効いた産業支援をしてまいりたいと考えております。

次に、県有財産の処分や今後の活用方針についてお答えを申し上げます。

厳しい財政状況の中、役割を終えた土地・建物を貸付・売却することは、歳入確保の観点から極めて重要であると認識しております。

一方で、その土地・建物が今後の県事業にとって必要か、地域の公共性を損なわないか、よりよい活用の方法はないかといった観点を総合的に勘案し、処分の可否を慎重に検討する必要があります。このため、こうした検討を経た上で、不要との結論に至ったものは速やかに処分してまいります。

なお、普通財産である土地・建物について、議員御指摘の総額二百六十三億円を件数ベースに置き換えます

と千六百二十八件となります。そのうち九百四十九件は職員宿舍や貸付財産であり、年間約三億八千万円の歳入を得ているところでございます。したがいまして、残る六百七十九件については、県事業で活用しているものなどを除き、売却に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、県有施設につきましては、これまで財政負担の軽減に主眼を置き、築六十五年を目安に延命を図ってきましたが、利用者の利便性や快適性を考えた場合、単なる延命が最適とは言えません。私自身、これまで各箇所を回ってまいりました。再整備の時期は、施設の特長や状況により総合的に判断していくべきものですが、施設の状態や利用者の利便性等を勘案し、可能な限り速やかな対応が必要だと考えております。

そうした観点から、現在の県有施設に関する基本的な考え方を申し上げますと、まず福祉施設については、障がいのある方などの生活環境の改善が急務であることから、早期に再整備に着手していきたいと考えております。

次に、高等学校・特別支援学校については、教育委員会において、今後、児童・生徒の減少傾向等を踏まえた在り方を検討することとしており、その結論を待つ必要がありますけれども、基本的には子供たちの学びの場であることから、その利便性や快適性を十分踏まえ、適正な維持保全、再整備の推進が必要と考えております。

次に、庁舎・事務所、試験研究機関、各種学校については、老朽化の状況、ニーズや実績を踏まえて適正な維持保全を行うつつ、今後の施設の在り方を検討してまいります。

最後に、文化・スポーツ・産業振興施設につきましては、さらなる県民サービス向上や地域活性化に貢献できるよう、民間活用による効果的な施設の利活用を検討してまいります。今後、順次、各施設のサウンディング

グ型市場調査等を実施し、これまでの使い方にとられない活用策、民間のノウハウや資金の導入の可能性を探ってまいります。

なお、県有施設の再整備に際しては、厳しい財政状況を踏まえつつ、子供や障がいのある方をはじめとする県民の皆様の利便性を最優先に考え、施設規模の見直しのほか、新たに用途や規模に応じた検討の手順を定めて、規格の統一化・共通化を通じたよりコストパフォーマンスの高い工法を検討した上で、国費を最大限活用するなど、知恵と工夫を使って対応してまいります。

最後に、県職員の働いてもらい方改革についてお答えをいたします。

現在、県が推進しております働いてもらい方改革は、働く人の目線に立ち、柔軟で働きやすい環境を整えることにより、企業の労働力確保と生産性向上を同時に目指す取組でございます。

その具体的な取組は主に三つあり、一つ目は柔軟な勤務時間として、業務の切り分けや細分化により超短時間勤務を推進することであり、二つ目は柔軟な勤務体系としてフレックスタイム制や裁量労働制を導入すること、三つ目は柔軟な就労形態としてICTやリモートワークを活用することでございます。

現在、こうした取組の優良事例を紹介し、県内企業に広く取り組んでいただくよう促しておりますが、御指摘の県においても、実は同様に推進しております。

まず一つ目の超短時間勤務につきましては、三時間以内の勤務時間として、現在約九十名の会計年度任用職員の方に御活躍いただいております。その中には、医師や保健師などの有資格者が常勤で行うべき業務について、時間を細分化して募集し応募をいただくことで、専門的な業務を担っていただいております。超短時間勤務は県庁においても決して難しいことではなく、既に行っております。今後、こうした事例を拡大し、専門知

識や資格を必要とする人材の確保や県民の働く機会の創出につなげてまいります。

二つ目のフレックスタイム制につきましては、それぞれの家庭の事情に応じた柔軟な働き方に対応できるようになるほか、勤務時間を割り振らない日を設けることで週休三日を実現することも可能となり、現在、県庁における本格的な制度導入に向けて準備を進めているところでございます。

三つ目のリモートワークの活用につきましては、現在でも在宅勤務を週四日まで可能としているほか、今月から全職員へのタブレット型パソコンの本格導入がスタートしており、出張先や自宅など場所を選ばずに職場と同様に仕事ができる環境を整えているところでございます。

また、私が知事に就任して以降の県職員の働き方についてお尋ねがありました。本年七月からは、育児や介護といった理由に限らず、誰でも利用可能な時差出勤制度を導入しております。さらに、従来、極めて多くの手間と時間がかかっておりました議会答弁の作成プロセスですが、これを効率化するほか、日常的な報告事項も、従来、個別案件ごとの資料作成を行っていたものを、原則一行程度のポイントだけとし、ルーチン作業の簡素化をはじめ、仕事のやり方を徹底して見直しております。

ちなみに、就任以降の九か月間の時間外勤務を前年同期と比較しますと、本庁職員一人当たり月平均五時間程度、総時間にして約八万六千時間縮減しております。あわせて、年次休暇取得促進にも引き続き取り組み、この年末年始にも積極的に休暇を取得するよう呼びかけているところでございます。

今後、県内企業に働いてもらい方改革を進めていただくためにも、県がその模範となるよう、しっかりと働き、しっかりと休む職場づくりに努めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 農政部長 堀 智考君。

〔農政部長 堀 智考君登壇〕

○農政部長（堀 智考君） アユルアー釣りの今後の普及拡大についてお答えいたします。

安価で手軽に始められ、誰もが楽しめるアユルアーは、新たな遊漁者や漁業協同組合員の確保策としても有効であるため、魅力的な漁場づくりと情報発信の強化の両面から普及拡大に取り組んでまいります。

まず魅力的な漁場づくりについては、友釣り漁場とのすみ分けにも配慮しつつ、漁業協同組合とも相談しながら、入川口や駐車場、トイレの整備、稚アユの放流などへの支援を通じて、アユルアーの漁場を増やしてきたところです。今後は、さらに手ぶらでも楽しめる釣り具レンタルやインストラクターによるアユルアー教室の開催など、初心者でも釣りや川遊びが楽しめる体験プログラムづくりを進めてまいります。

次に、情報発信の強化については、釣り情報の専門家を漁業協同組合に派遣し、SNSを活用して駐車場の位置や釣果、河川の状態などの発信を充実してきたところです。今後は、全国規模の釣り大会やテレビ番組の誘致、釣りインフルエンサーによる情報発信などを通じて、本県のアユルアー漁場の魅力を高めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 高校生の原付バイク通学の要件の緩和及び将来的な通学手段の確保についてお答えをします。

現在は運行されておりませんが、前回の高校再編の後、JR白川口駅から美濃加茂市までの通学バスや、津川市北部から市内中心部までの保護者による通学バスが運行されておりました。今後、仮に高校再編を行った場合、現在より通学の利便性が低下する生徒が増えることが予想されます。さらに、人口減少に伴う公共交

通機関の廃止も深刻な課題です。

こうした状況を踏まえ、通学手段の確保は極めて重要だと考えております。一部の私立高校で導入されている通学バスや県立高校の一部で運営している寮もありますが、原付バイクも有効な通学手段となり得ます。しかし、これまでもバイク事故により高校生が命を落とした例もあり、安全面で懸念があるのも事実です。

県教育委員会としましては、三ない運動の今後について、子供たちの命と安全を最優先に考え、P T Aを含め広く意見を伺って検討をしております。また、県立高校の在り方を検討する際には、通学手段も重要な要素として位置づけてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 十七番 平野祐也君。

〔十七番 平野祐也君登壇〕

○十七番（平野祐也君） 御答弁ありがとうございます。

教育長に再質問をさせていただきます。

これから通学手段の多様化といえますか、これから公共交通機関がなくなってくる中で、新たな検討をすべきというところで、原付バイクが一番他県も含めて広く導入をしている中で、この岐阜県だけが高校生の命が大事なわけではなくて、ほかの県もみんな大事な命なわけです。そういった中で、岐阜県だけが全国の少数派で、この四ない運動を維持しているということについてどうお考えでしょうか。

私は廃止をすべきだと考えておりますけれども、こちらについて、前回の澄川県議のときも研究すると。研究はずっとしているわけです。今、現実的な問題となつていきますので、ぜひともこの廃止を含めた在り方を検討いただきたいと思います。

○副議長（高殿 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 再質問にお答えをします。

澄川議員から、四年半前ですか、三月の議会で質問をされたときの当時の教育長の答弁は、この三ない運動の検討の場を設けて検討するという答弁を申し上げたところ です。正直申し上げますと、その後コロナ禍もあって、そうした協議の場を持っていないのが現実です。

今回、平野議員から改めてこの問題について提案されたこの機会を得て、さらにもう一つ申し上げると、皆さん御存じのように、原付バイクが五十ccから百二十五ccに変更されるという、そうしたタイミングでもございますので、私どもとしては、今回のこの質問を一つの機会と捉え、先ほど平野議員がおっしゃった高校生のバイク通学について改めて検討をしてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 四十四番 森 正弘君。

〔四十四番 森 正弘君登壇〕（拍手）

○四十四番（森 正弘君） 皆さんお疲れでしょうけれども、いましばらくお付き合いのほど願います。

議長より発言のお許しをいただきましたので、二つについて質問をいたします。

まず、県立高等学校の入学定員の算定方法について教育長にお尋ねをいたします。

過去、人口が増加している時代には、生徒の数の増加に合わせて、県立高等学校では各学校の規模を拡大したり、公立、私立ともに新たな学校を増設してきました。しかし、昨今では少子高齢化が進み、生徒の数が減少しています。さらに、高校の授業料無償化により、特色ある授業を行う私学への進学が増えることも懸念さ

れます。

現在、海津市には唯一の高校として海津明誠高校があります。過去は海津高校といいましたが、この学校は昭和五十六年頃がピークで一学年十クラス千二百人を超える大規模校でありました。そして二つの分校を持っておりました。昭和三十九年にそのうちの 하나가、城山分校でしたが、それが独立して南濃高校になりました。昭和六十二年に二十二年間で廃校と、この分校はなりました。

一方、もう一つの今尾分校も昭和五十八年に県立海津北高校として独立しましたが、この海津北高校も二十二年後の平成十七年には市内二校の高校が統合され、海津明誠高等学校が設立され、現在に至っています。実に百五年を超える伝統と歴史があり、地域の人々が大切にしている高等学校であります。

長屋県議が代表質問において、学校再編を含めた県立高校の在り方の検討状況と検討結果や方針を示される時期について御質問をされましたが、地元からは検討中にも大切な高校がなくなってしまうのではないかと、いう心配の声を多数いただいております。

そこで、中学校の卒業予定者数に合わせた県立高等学校の入学定員の見直しは、迅速な対応が望まれる事項となってきました。ここ二十年間の岐阜県の動向を見ますと、今から二十年前の平成十七年度、県全体で中卒者の数は二万一千二百二十九名でした。今年度、中学校の卒業予定者は一万七千七百八十名ですので、約一六％の減少となります。そして、平成十八年度の公立全日制高校の入学定員は一万五千五百六十名で、来年度の入学定員は一万二千九百二十五名と、比べると約一七％減少していることが分かります。

一見すると、生徒の数の減少に合わせた定員の見直しがされてきているように思われますが、地域別に比較をしてみますと違いが見えてきます。

海津市の場合を見えますと、平成十七年度当時、海津市の中学校卒業生数は四百五十七名、地元の高等学校の定員は二百四十名でした。二十一年後の令和八年中卒予定者は二百七十名ほどになり、同校の定員は普通科・ビジネス情報科・生活デザイン科を合わせても定員百六十名です。

一方で、海津市の近隣の大垣市の中学校卒業生数は、二十年前千四百八十六名で、大垣市にある県立高校七校の定員は全体で二千名でした。中学校卒業生数より定数が五百十四名多いわけでございます。そして、来年令和八年の中学校卒業生数は千三百五十五名で、同七校の定員は千七百二十名となっております。来年は、大垣市の中学校卒業生数より県立高等学校七校の定員のほうが三百六十五名多い数となっております。

このような状況は、西濃地区以外でも見られます。比較的大きな市に生徒が流れ、周辺市町の高校への進学者が減少していくことは、教育資源の偏在を生じさせ、学ぶ権利の平等性や学力や適性に応じた進路形成が担保されにくい状況を生んでいるのではないのでしょうか。さらに、進学候補から外れやすい地域の高校が定員割れを起こし、地域の人口減少を加速させている、そういうおそれもあります。

また、将来進学する高校を見据えて住む場所を決める家庭もあることも考えれば、高校の定員設定は地域の魅力や人口維持に大きな影響を及ぼしていると言えます。地域の発展には、地域の担い手を育てる高校の存在が不可欠です。令和九年度以降の入学定員は、過去の入学実績よりも卒業予定者数の増減に重点を置いて決定するべきではないでしょうか。

以上のことから、県立高等学校の入学定員の算定については、県全体や地域のバランスに配慮をすることが大切であると考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、市町との連携による県立高等学校での給食の提供について伺います。

このことについては、今年六月の一般質問において、平野祐也議員から知事に対して質問がありました。改めて教育長にお尋ねをいたします。

現在、岐阜県の公立高等学校では、給食が納入されているのは定時制のみです。全日制高等学校では導入されてはいません。これは夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律により、夜間課程の場合は夜間学校給食を行うよう努めなければならないという定めがあるからであります。

一方、小・中学校では、学校給食法において、設置者は学校給食が実施されるように努力しなければならぬと規定されており、市や町などによって給食が提供されています。

学校給食は、栄養バランスや食育の観点だけでなく、養育や保護者の負担軽減といった観点からも重要な役割を果たしています。また、地元の食材を利用することによって、知事さんも推奨しておられます地産地消の推進にもつながると思います。

仮に高校で給食が導入されれば、毎日朝早起きをして弁当を作る、こうした保護者の負担が軽減されますし、特に共働き家庭が多い現代では、給食の有無は進学先選びの大きな要因となり、県立高等学校の魅力向上につながるのではないかと思います。

さきの平野議員の質問に対する知事の答弁では、学校給食衛生管理基準を満たす必要があること、そして、自校給食を導入した場合には、新たに調理設備に約二億円、維持管理費に三千万円超の多額の費用が必要だと答弁がございました。自校給食が難しいとしても、既にある施設を活用していただくという方法も考えられます。海津市の給食センターでは、小・中学校の児童・生徒が減少して、センターの能力に余力があるということから、地元高校への支援として、給食センターで作った給食を提供することも可能であると聞いておりま

す。

他県の例を挙げますと、秋田県の羽後町では、少子化で小・中学校の生徒が減ったため、町の給食センターに余力が生まれ、同センターの有効活用にもつながるということで、県立羽後高校に給食を提供しているそうです。この例では、高校生の七割が給食を希望したとのことであり、本県で実施した場合も、十分な需要が見込まれると思います。

また、宮城県の南三陸高校では、おかずだけの給食を提供するという取組もされております。こちらは、同校の魅力化事業の一環として取り入れられているそうです。

実現に向けては、教職員に新たな負担が生じないような配慮が必要だと思いますが、育ち盛りの高校生が健全な発育に必要な栄養ある食事を取ることができるといふ点と、保護者等がお弁当づくりという大きな負担から解放されるという点の双方から、極めて重要な取組と考えます。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。決して実現不可能な提案ではないと考えますが、仮に高校の所在する市町から給食提供の申出があった場合、岐阜県としてどのように対応されるのでしょうか。

地域の行政や地域の高校を応援していただく方々に応えるという面からも、前向きな教育長の御答弁をお願いし、質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長(高殿 尚君) 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長(堀 貴雄君) 二点の御質問にお答えします。

まず初めに、県立高校の入学定員の算定方法についてお答えをいたします。

現在、県立高校の入学定員は、中学校卒業予定者の増減、過去数年間の出願状況、中学三年生の進路希望の状況、さらに私立高校の配置状況等を総合的に勘案して設定をしております。また、小規模化が進む高校においては、教員数の確保や学校の活力維持のため、一定の学校規模が維持できるよう配慮してまいりました。

こうした中、海津明誠高校においては、海津市内の中学校から進学する生徒が統合当時四〇％近くあったものが、現在は一五％ほどに低下をしております。これは、海津明誠高校に設置されていない学科の学びを希望する生徒が増加するなど進路先が多様化したこと、さらに、バス運行により通学しやすくなった私立高校へ進学する生徒が増えたことなどによります。

今後、少子化が進む中、こうした高校のさらなる小規模化が予想されますが、地域にとって核となる高校を含む県立高校全体について、入学定員の設定の検討と各校の魅力の周知に努めてまいります。

次に、市町との連携による県立高校での給食の提供についてお答えをします。

現在、全日制高校の多くの生徒は昼食にお弁当を持参し、一部の生徒は校内でパン販売等を利用しております。そうした中、全日制高校に対し、市町の給食センターから給食を提供していただく場合、学校環境設備費、調理・配膳に係る人件費、あるいは教職員による給食配膳・回収の管理など、一定の負担が生じます。

しかし一方で、高校で給食を提供することは、生徒への栄養バランスのよい食事の提供、保護者の負担軽減など、県立高校の魅力向上に資する取組であると考えております。

少子化が進む中、県教育委員会としましては、高校が所属する市町と地域の方々の熱意を誠実に受け止め、それぞれの思いを一にして県立高校の活性化を図ることは重要だと考えております。市町から給食の提供

など県立高校を支援する申出があつた場合には、その意向を十分に尊重し、その実現に向け、要する費用の負担を含め協議を重ねてまいりたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） これをもつて一般質問並びに議案に対する質疑を終結いたします。

+++++

○副議長（高殿 尚君） お諮りをいたします。ただいま議題となつております各案件は、お手元に配付の議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、ただいま議題となつております各案件は、お手元に配付の議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、審査は十二月十七日までに終了し、議長に報告願います。

令和七年第五回岐阜県議会定例会議案及び請願付託表

委員会名	付託案件
総務委員会	○ 議第百十九号のうち歳入予算補正、歳出予算補正中総務委員会関係及び地方債補正 ○ 議第百二十六号から議第百二十八号まで ○ 議第百五十三号 ○ 議第百五十七号のうち歳入予算補正及び地方債補正
企画経済委員会	○ 議第百十九号のうち歳出予算補正中企画経済委員会関係及び債務負担行為補正中企画経済委員会関係 ○ 議第百二十九号から議第百三十一号まで ○ 議第百四十五号から議第百四十九号まで ○ 議第百五十七号のうち歳出予算補正中企画経済委員会関係

<p>厚生環境委員会</p>	<p>農林委員会</p>
<p>○ 議第百十九号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係及び債務負担行為補正中厚生環境委員会関係</p> <p>○ 議第百二十号及び議第百二十一号</p> <p>○ 議第百三十二号から議第百三十五号まで</p> <p>○ 議第百四十二号から議第百四十四号まで</p> <p>○ 議第百五十四号及び議第百五十五号</p> <p>○ 議第百五十七号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係及び繰越明許費補正中厚生環境委員会関係</p>	<p>○ 議第百十九号のうち歳出予算補正中農林委員会関係、繰越明許費補正中農林委員会関係及び債務負担行為補正中農林委員会関係</p> <p>○ 議第百五十号及び議第百五十一号</p> <p>○ 議第百五十七号のうち歳出予算補正中農林委員会関係、繰越明許費補正中農林委員会関係及び債務負担行為補正</p>

土木委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 議第百十九号のうち歳出予算補正中土木委員会関係、繰越明許費補正中土木委員会関係及び債務負担行為補正中土木委員会関係</li><li>○ 議第百二十二号から議第百二十五号まで</li><li>○ 議第百三十六号</li><li>○ 議第百三十八号から議第百四十一号まで</li><li>○ 議第百五十二号</li><li>○ 議第百五十七号のうち歳出予算補正中土木委員会関係及び繰越明許費補正中土木委員会関係</li></ul>
教育警察委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 議第百十九号のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係</li><li>○ 議第百三十七号</li><li>○ 議第百五十七号のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係</li><li>○ 請願第三十八号</li></ul>

+++++

○副議長（高殿 尚君） お諮りいたします。委員会開催等のため、明日から十二月十七日までの五日間休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高殿 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、明日から十二月十七日までの五日間休会とすることに決定いたしました。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 以上をもつて、本日の日程は全て終了いたしました。

十二月十八日は午前十時までに御参集願います。

十二月十八日の日程は追つて配付いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時四十二分散会

+++++

第四号

十二月十二日